

すると、あるいは融資条件、資金額等が果して適当であるか、重要な問題となつておるわけでございます。従ひまして本委員会といたしましては、事の重要性にかんがみまして、ここにその道の権威者の各位に御出席をお願いしまして、忌憚のない御意見を承わりたいと思つております。何とぞ御遠慮のない御意見を述べたいと存ずる次第でございます。

皆様のお手元に、農林水産委員会参考人名簿として差し上げてあります通り、本日の参考人の方々は、京都大学の大槻先生、東京農科大学の我妻先生、日本勧業銀行調査部長の武田先生のお三方であります。まず我妻先生よりお願い申し上げます。

○我妻先生 我妻東策でございます。終戦後農地改革が行われ、また農村インフレーションがありまして、農業の所得形成力はかなり高まりました。たとえば昭和二十五年と二十八年とを比較いたしますと、農業所得が六、七割方上つたと思つて、農業生産資本の蓄積も行われまして、農業生産力は、戦前に比較しまして一割一割程度上昇し、特に畜産の生産力は、戦前に比較して五割四割くらい高まり、それから耕種農業につきましては、二割くらい生産力が高まり、それからまた農村の消費水準も高まりまして、昭和二十八年には、戦前よりも三十一割くらい高まつてゐる、こういうことで、農業は、戦前に比較しまして、所得の形成力も消費水準もかなり高まつております。しかしながら工業の生産力の高まつた度合い等に比較しますと全然比較にならない、工業は戦前に比較して

六、七割も生産力が高まつてゐる。これは戦後の日本の経済再建が工業に重点をおいてなされた、そうして農業に対しては依然として農家にあまり有利でない供出制度が実施されてゐる。それからまた政府はアメリカの経済援助を得て農産物や原料をどしどし輸入してきてゐる。すなわちガリオア資金、イロア資金、特需、MSA、余剰農産物の受け入れ等の形でアメリカの援助を得て食糧をどんどん輸入して、農産物の価格の騰貴を押えてきた。そういうことの結果戦後の農業は、工業に比較しますと生産力の点においても所得形成力の点においてもだんだん低下してきてゐる。所得の点では昭和二十年、終戦の年には農業所得は国民所得全体の三

一割くらいを占めておりましたが、最近では一六割くらいに低下してゐる。かように戦後の農業は伸びることは伸びましたけれども、工業に比較すれば非常に伸びてゐる。しかしともかくも戦前に比較しますと所得の形成力において、また消費水準においてかなり高まつてきてゐるというところは否定できません。しかしこれは戦前との比較、縦の関係において見ますと必ずしもそうではない。たとえば労働者の賃金所得であります。たとえば労働者の賃金所得は、戦前と戦後とを比較すると、戦前の賃金所得は八十六割くらいになってゐるというのに、農民の農業所得は三十五割程度であるというところを農林省のある文書は報告しておりますが、大体そういうものだろうと思つて、昭和二十八年年度の農家経済調査の結果によりますと、全国平均で農家一戸当りの農業所得は約二十万円、農業外の所得が約十万円、合せて農家の所得は三十

万円ということになっておりますが、農業所得だけについて考えてみますと、農家の自家労働時間は約五千時間というところになっておりますから、これで計算しますと一時間当りの農業所得は四十円ということになります。これは四十年前の農業所得の調査の結果から申し上げるまでもなく農家の経営規模は、対象になつてゐる農家の経営規模は、全国平均規模よりもやや大きい、耕作反別にして一町二反歩くらいになっております。全国平均の耕作反別は八反五、六畝ということになっておりますから、農家経済調査の結果が農民の一時間当りの農業所得が三十五円であるというのは大体妥当ではないかと思つてゐます。

さらに試みに昭和二十五年の農業所得を見てみますと、昭和二十五年の農業所得の数は、これは昭和二十五年の六月の農繁期に農業に従事した人間が二千九十万、そのうち補助的に農業に従事した者が三百六十万人ある。二千九十万から三百六十万人を引いて千七百三十万人が昭和二十五年に於ける農業従事者、詳しくは農林業に従事者であります。つまり農民の数は千七百三十万人、この千七百三十万人の農業人口で、昭和二十五年年度の農林業所得金額六千九百三十億円を割りますと、農民一人当りの農業所得が約四万円ということになります。同じこの年の労働者の賃金所得は、一年間に約十二万円というように計算されますから、これで見ますと農民の農業所得は労働者の賃金所得の三分の一くらいであるということになります。また昭和二十七年年度について計算してみますと、大体同じような結果が出ます。昭和二十七年の農業の所得金額は一兆三

百八十億円、これをかりに千七百三十万人の農業人口で割りますと、一人当りの農業所得は六万円ということになります。昭和二十五年に四万円、昭和二十七年に六万円、これは三反歩ちよつとである、農業所得が五割上昇したということを示すわけでありまして、昭和二十七年の労働者の賃金は、当時の労働白書によつて見ますと、一年間の賃金所得全国平均で十七万三千円ということになっておりますから、これがもし十八万であるならば、賃金所得はちょうど農業所得の三倍だということになります。昭和二十七年年度について見ても、農業所得は賃金所得のほぼ三分の一に近いということができると思つてゐます。

さてこのように農業所得が賃金所得に比較して非常に低い、非常な不均衡、非常なデイスパリティの状態にある。この農業所得のデイスパリティは一体何に原因するか、そのことの私の考えについては時間をとりませんから省略させていただきますが、もとより農産物の価格の問題である。農産物の価格が生産費を償わないという場合がかなり多い。そのことも農業所得の低い一つの原因には違ひありませんけれども、しかしながら農業所得が賃金所得の三分の一であるというほど低い原因という点から見ますと、農産物の価格が安いというところは一つの原因ではあるが、小さな原因にすぎない。大きな原因は、一口に申しますと日本の農業態勢が過小農政である。過小農政が大体を占めてゐるということに原因があると思つてゐます。申し上げるまでもなく過小農政は農民一人当りの耕作反別が過小である。また農民一人当り利用す

る資本の額が過小である。従つて農業所得が過小であるという場合に、その経営は過小経営であるといつてよろしいと思つてゐるが、日本の農民一人当りの耕作反別は三反歩ちよつとであると思つてゐるが、一反歩当りの農業所得は平均して二万二、三千円程度にすぎない。それほど農民一人当りの利用している資本の額は少ない、そう思つてゐます。要するに農地改革が行われ、また農村インフレーションというやうな

ことによつて反面農業は恵まれましたけれども、今日なお賃金所得に比較しますと非常な開きがある、非常に所得が少い。この原因は主として過小農政にある。でありますからこれらの日本の農政の根本の問題は、この過小農政を改めて、そうして農民のために所得パリティを実現するという点にあると思つてよからうと思つてゐます。

さて日本の営農体制が過小農政で農業所得が非常にデイスパリティの状態にある点から見まして、この農業経営に用いられてゐる農地が農民にとつて営利手段でなく、資本でないのはもちろん、財産でもないということになります。財産なら財産所得を生むはずであります。生産農民の立場からすれば、農地は財産所得も資本所得も生まないのではありません。要するに生産農民の立場においては農地は労働手段であり、生活の手段であるにすぎません。しかも営々として働いて貧しい生活を

するための手段であります。でありますから、この資本でなく財産でない農地から小作料を取つたり、固定資産税をかけるなどは本来誤りであります。それは資本でないものを資本と見、財産でないものを財産と見るファイ

クシヨンであり、作りごとでありま
す。すなわちたとえは子供はどこまで
も子供でなくてはならないから、たとえ子
供をおとなに見立ててもそれはフィク
シヨンにすぎないように、資本でなく
財産でないものを資本や財産と見て小
作料や固定資産税を取ることは許され
ないはずであります。なおまた農地に
担保価格などのあるはずもありませ
ん。本来耕作権を伴わない農地所有権
に財産価値のないことを認めたのが農
地改革であつたはずであります。コ
マーシャル・ベースに乗らないもの、
あるいはエコノミック・ベースに乗ら
ないものを乗るもののように見ること
はあくまでも作りごとであります。要
するにこれは政治としては擬制的な政
治、フィクシヤス・ポリセイでありま
して、決してリアルな政治ではありません
せん。政治はどこまでもリアルでなけ
ればならないと思ひます。しかし日本
の実際の政治には擬制的なものがたく
さんあります。たとえば昭和二十五年
に小作料の最高額を反当六戸門にきめ
たり、農地の担保価格を反当五千戸門
としたり、水田の反当固定資産税を平均
二百五十戸門にしたなどは、いずれも擬
制的な政治で、現実の政治でないと言
なければなりません。ところが最近小
作料については、水田の平均固定資産
税が五百三十二戸門に高まり、統制小作
料をオーバーするところが出てきたな
どの理由から、統制小作料を二、三百
戸門を五、六百戸門に引き上げようとい
う計画もあるようですが、これら
などは擬制的な政治の継続、いやその擬制
的の拡大でありましよう。第一水
田の固定資産税を二百五十戸門から五百
三十二戸門に高めたということがフィク

シヨンの拡大で、小作料の引き上げは
その上に立つフィクシヨンの拡大であ
ります。もつとも一たん作られたフィ
クシヨンがそのまま継続されることは
好ましくはありませんが、やむを得な
いかもしれません。統制小作料六百戸
も、これがもし農業所得の増減に従つ
て増減される、つまり農業所得に見
合った小作料の形をとるなら、それは
フィクシヨンの継続であつて拡大には
なりません。農業所得に見合った小作
料という場合、本質的には日本の小作
地に小作料がないのは当然であります
が、擬制小作料六百戸門を一たん認め
以上、この小作料額を農業所得によつ
てスライドする、つまりスライディン
グ・スケール・システムによつて増減
することはやむを得ないと思ひます。
農業所得は昭和二十五年と二十八
年と比較で、非常に大さうばな数字で
すが、七、八割方増加しておると思ひ
ますから、小作料の最高額を千戸門に
引き上げることは擬制的な政治の立場か
らはやむを得ないことではないかと思
ひます。水田の固定資産税も三百五十
戸門から七割程度上げて四百二十五戸
とし、農地の担保価格を五千戸門から八
千五百戸門ないし一万戸程度に引き上げ
るというところは、擬制的な政治の立場か
らは許されることとなるでありましよう
。しかし私は自作農維持創設金融
通法案の趣旨が金融方面から自作農の
転落を防ごうとしておる点には賛成な
のであります。要するにこの法案の難
点は、農地担保金融の点にあるのであ
りますから、農地の担保価格を見かけ
の上だけ高めて融資額を増加するとい
うようなやり方をやめて、むしろ対人
信用に重点を置いて農協保証のもとに

低利でどしどし農家に金を融通して、
低い農業所得を高めるような方策を工
夫していただきたいのであります。要
するに私の意見の重点は、農地の担保
価格をせいでい一万戸程度とし、あと
は対人信用でどしどし農業金融をやつ
てほしいという点にあるのでありま
す。
○編島委員長 次に武田先生の御意見
を伺います。
○武田参考人 私日本勧業銀行の調査
部におります武田満作であります。私
は銀行におります立場から申し上げま
す。
御承知のように、たゞいま日本勧業
銀行は戦後後普通銀行に転換いたしま
して、農業金融はいたしておりませ
ん。しかし戦前におきましては御承知
のように、不動産金融機関として農地
担保の金融もいたしておりましたし、
市街地の不動産を担保とした不動産金
融も行なつておつたのであります。と
ころが戦後のインフレ時代に経営を
転換するの必要に迫られまして、普通銀行
に転換したわけでありましたが、それで
はそれにかわるべき不動産金融ができ
なかつたかと思ひますと、御承知のよう
に現在できておりません。長期信用銀行
というのがあります。長期信用銀行は
に長期信用銀行が不動産金融をいたし
ておりますが、これは御承知のよう
に各種の財団、工業財団あるいはマイ
ニングの方の財団とか、そういったもの
を抵当にしたいわゆる事業金融であり
ます。昔から言われております都市の
宅地や建物あるいは農村の農地とい
うようなものを抵当にした正規の金融機
関はたゞいまのところまだ実現されて
いない状態であります。従つて本法案

によりまして、たゞいまこれが財政資金
であるといへば、不動産金融の道が開
けるということとは、日本の経済にとつ
て、あるいは金融にとつてはなほだ西
期的なことではないかと私も考えてお
ります。しかしこの法案を拝見いたし
まして、私も金融業者の立場から率
直に意見を述べさせていただきますとい
ふ、はなはだ不完全な点が多いとい
うに考えざるを得ないわけでありま
す。
その第一は何かと申しますと、御承
知のように、この法案によりましてとい
わゆる農地担保金融、不動産金融の金
融方式と、それからもう一つは無担保
金融の方式と、こういうものが並立さ
れてあるわけであります。これはおそ
らく両方の短を補つて完全なものにし
ようというお考えのように拝察するわ
けであります。しかし一方におきま
して、こういう二つの形式をあわせ存
しておられますために、どちらの金融の
特色もあまり發揮されてないとい
うような結果になつてゐるのじやないか
というように私も考えます。
そこで第一に農地担保金融、いわゆ
る不動産金融という立場からこの法案
を考へてみますと、不動産金融の長所
を生かし得ない、ないしは殺しておる
という点が多に多いと思
うのであります。その第一は何かと申
しますと、融資の金額と抵当とする土
地の価格との間に必然的な関連がない
という点であります。御承知のよう
に、不動産金融というものの第一の特
色は何かと申しますと、たとえば所有
の土地が何反歩ある、これの売買価格
が幾らということがきまりまして、た
えばこれが百万円ある、そうすれば

それに対して五割なり六割なりの五十
万円なり六十万円なりというものはほ
んど無条件でこれを貸すというところ
に非常に特色があるわけでありま
す。ところがこの法案によりまして、
法案の上にははっきりいたしておりま
せんが、どうもこの貸付金額と抵当農
地の担保価格というものの間には必
然的な関連がなく、貸付の金額は後
にありますが農業経営安定計画の
方から出てくるのじやないだろうか
というように考えられるわけでありま
す。こういった貸付金額と抵当物との
間に必然的な関連がないということは
どういふことになるかと申しますと、
借り入れないしは貸付の手続が非常に
複雑になると思ひます。不動産
金融というものは農地ばかりじやあ
りませんで、たとえ最近中小の企業
者の方々から非常に強く要望されてお
ります。私もその理由についてい
ろいろお伺ひしてみますと、一番大
な理由としたしまして、とまかく不動
産金融であれば、宅地なり建物なりあ
るいは農地なりを持つてゐるその価格
がこれだけあるということになります
と、その五〇%なり六〇%なりとい
うものはほとんど文句なしに貸して
くれる。お前のところの売り上げがど
れだけあるか、取立状況がどうであるか、
対人信用がどうであるかというよう
なめんどうなことは一切言わないで、そ
のまま貸してくれ、これが非常に魅
力であるということをおしやつてお
るわけであります。銀行の窓に行つ
て、それ貸付対照表を出せ、資金繰
り表を出せというようなしめんど
くさいことを言われるのがわれわれは
最もいやなのだ、とにかく価格さえあ

ればその一定額は無条件で貸してくれ
るといふような金融方式がほしいとい
うのが業者の方々の要望の一番大きな
点かと思つてあります。従つてこの
農地担保金融についても、おそらく
そういう御要望が相当あるのじゃない
か。農家の方は簿記の記述にもおなれ
になつておりませんし、いろいろめん
どうな事だとか統計数字を出せとい
ふことになりまふと、非常におつくうに
なる。それが所有の農地の価格の何割
かを無条件で貸してくれるといふこと
になれば、非常に便利な制度である。
ところがそれが十分果されてない。
そのためにこの法案によりまふと、金
融方式は依然として借り入れの手續が
非常に繁雑になり、従つて利用され
る方には非常にめんどうなものになる
といふおそれがあるのではないかと思
うのであります。

それから、なぜ抵当金融あるいは不
動産金融がそういう簡易な取扱ひがで
きかと申しますと、いよいよ債権が
回収できないときには、抵当に取つ
た担保物を処分することによつて元利
金の回収が得られるという保証がある
ために、貸付も非常に簡易にいたしま
すし、また貸し付けたあとにおきまし
ても、一々経営に干渉したりいろいろ
めんどうなことをしないことが原因で
あります。ところがこの法案によりま
ふと、その点が金融の立場からいいま
して果して十分なものと申しますと、
必ずしもそうはいかない。処分に
當つていろいろな意味の制限が非常に
強いのであります。これはあえてこの
法案だけではなくて、土地の移動制限
とか、あるいは土地の価格とか、小作
料とか、いろいろなかのものの作用

もあるわけでありまふが、ともかく現
実の問題といたしまして抵当物件の処
分といふことがなかなか簡易にはでき
ない情勢にあるわけでありまふ。た
とえて申しますと、抵当に取りました
土地を借受人の方がほかへ小作に出す
といふようなことがある。これはもち
ろん農地法の方で農業委員会の承認と
かそういう制限はいろいろあります
が、これは別の問題であります。とに
かくそういう事実がありまふと、もち
ろん債権額の償還は繰り上げ償還を請
求できることになつておりまふが、と
もかく一度それが小作地になりまふ
と、今度は競売のときにそれを買い受ける
資格者は、その耕作をしておる小作
人だけといふことになるのではないか
と思ひます。またそういうことがない
といひましても、競売をいたしまふ
ときの競売人としての資格を得る方々
は非常に制限された方々になる。少く
とも同じ市町村にお住まいになつて、
そうして自作をする、しかもいろいろ
な点から安定的な農業経営をなさる余
裕のある方々に限られてくるといふこ
とになるのではないかと思ふ。もしそ
の方々が買い受けにならないといふ
ような事態が起つた場合には、結局非
常に低い価格で國家が買い上げるとい
ふことに落ちつかざるを得ない。そう
すると債権の確保といふ点から申しま
ふと、最終の國家の買上価格を目安に
せざるを得ないといふようなことにな
るわけでありまふ。これは抵当金融とい
ふ建前からいひまふと、はなはだ不便
な点が多いように思ふのであります。
以上は農地抵当金融という立場か
らの問題でありますが、次に、それで
は無担保金融といふ見地から見まして

この法案はどうかといふ点でありま
す。この場合一番問題になりますの
は、申し上げるまでもなく農業経営安
定計画によりまして、借入金金の使途、
その償還計画といふようなものが立
てられることになつてくると思ふので
あります。第一の問題は、こういう
計画が果して立つかどうかといふ問題
がある。と申しますのは、御承知のよ
うに現在の農業経営といふものは必ず
しも安定した形になつていない。経済
事情の変化によつていろいろ変動があ
るといふことは将来免れがたいと思ひ
ます。これも一年、半年の先のことな
らば大した問題ではありませんが、こ
れによりまふと十年、十五年の先のこ
とである。そういういたしますと、一体ど
ういう計画を安定計画と認めるのか、
安定計画自体が非常に立てにくいとい
ふ問題があるのであります。さらにこ
の運営に當りまして、もし農業経営安
定計画において、これは都道府県知事
の認可といふことになつておるよう
であります。その場合にもこれを非
常に厳重にするといふことになりま
す。と、抵当の土地はあるが、必要な金は
借りられないといふような事態が起つ
てくるのじゃないかと思ひます。それ
からもこの安定計画を甘く承認する
といふことになりまふと、實際問題と
して、金は借りたがそれが返せなくな
るという事態が起つて参ります。し
そのためにこの法案の目的である土地
所有をできるだけ確保するといふよう
な目的が阻害されるおそれがあるよう
に思ひます。もつとも一、二の自
作農がさらに自作地を擴張するとい
ふような場合には、こういう問題は比較
的少い。私が特に問題にしますのは、

第三の相続の場合ないしは第四の疾
病、負傷、災害といふような場合のこ
とを予想して言つておるわけでありま
す。こういう場合にはそういつたこ
とが起り得る可能性が非常に多いの
ではないか。大体農家の方が土地を手
放そうとなさるの最後の手段だと思
ひます。あらゆるもので借金を返し
て、あるいは必要な経費を支弁して、
それでもなお返し切れないといふとき
に初めて土地を手放すといふ気分にな
れる。そういういたしますと、災害とか疾
病で借り入れをしようとする方は、
経営なり家計なりが相当窮乏した状態
にある方だと予想しなければならな
い。そういういたしますと、この安定計画
といふものがなかなか立ちにくいし、
ただ時間的に、ある程度時間がかせげ
るといふことになつただけでありまし
て、もしこれを非常に甘くいたします
と、結局は抵当にした土地を失うとい
う結果になつてしまふ可能性が非常に
強いのではないかといふように思ふわ
けであります。またこれと関連しまし
て、安定計画につきましても都道府県知
事がその貸付をしたあとで、借受人の
安定計画の達成に対して指導をする
といふことになつております。これは文
言としては非常にごもつともでありま
すが、私ども、實際の立場からいいま
ふと、こういうことはおそらくできがたい
のじゃないかといふように考えます。
これが一年、二年のことであり、そう
して件数も一件、二件の間はいと思
ひますが、相當の多数になる、零細な
経営である、それに対して都道府県
知事が一つ一つ経営の指導に當るとい
ふことが一体できるのだろうか。もち
ろん私どもが不動産金融をやつており

ましたときでも、この不動産金融とい
う形がこの農業金融に適當であるとい
うのは、抵当さえしつかり握つておれ
ば、そういうことをしなくては済むとい
うところに非常に値打ちがあつたわけ
であります。事實問題として、十年も
十五年も農業経営の指導をやるとい
ふことは必ずしう私には思ひます。
従つてこれが空文に終らなければいい
がといふように思ふわけでありまふ。
またこれと関連いたしまして、結局こ
の貸し付けたあとの貸付金の回収とい
ふもの責任はだれが負うのか。もちろ
んこれは債権者がお持ちになる、普通
の金融の常識からいへば、そういうこ
とになるわけでありまふが、これによ
りまふと、同時に都道府県知事が經
営の指導に當るといふことになりま
すので、結局貸付金の回収不能はこの指
導が悪かつたのか、あるいはいやさう
じゃない、おれの方はただ指導をする
だけであつて、金融機関がやるのが當
りまふじゃないかといふことで、責任
の所在がはつきりしないといふやうな
問題が起つてくるのじゃないかとい
ふに私もよく考えます。もちろん現在
のいろいろな情勢といふものは決して
ノーマルな情勢でありまふ。従つて
現在不動産金融をやろうといふこと
なりまふと、結局こういうものに落ち
つくといふことについては私も異論
はありません。ただ私どもが申し上げ
たいのは、これで農業金融といふもの
が満たされたとお考えになつたら、こ
れは大きな間違いでありまして、
現在そういう農家に対する金融を阻害
しておるいろいろな経済政策を漸次改
めることによつて、通常の、正常な農
業金融ができるといふやうな基礎を作

り、それと並行してこの法案についても漸次改善をなさる必要があるのじやないかというように思います。それから最後にもう一つ、これもやはり災害等の場合の問題であります。これは金融の方式としましては明らかに消費金融の形になっておるものだと思います。その場合にももちろん消費金融がいけないとは私どもは申し上げません。ただその場合に都市の中小の商業者や勤労者に対してはどうかと申しますと、御承知のようにこういう道が全然開けておりません。たとえば都市の勤労者なり中小商業者の方々が、病氣なんかで失費があつて、そのために家を開放さなければならぬというふうな事態に立ち至つた場合に、それに対して金融の方法があるかといひますと、今ほとんどありません。それに比べてこれはかなり農家の方面に於ては恩恵的なもので、ことにこれが財政資金という形で行われるということになりますと、かなり恩恵的なものになります。もう一つ、これをいふのであります。もしあえてそれをしなければならぬというところであれば、これは単なる私企業としての農家経営の安定という立場よりも、もっと大きい国の農業の生産力を確保する、あるいはその進展というところのためにこれが必要であるという理由づけがなければならぬと思つてあります。ただ、だからこれをやめると私どもは申し上げるのではなくて、これはあるいはこの委員会の問題じやないかもしれませんが、農家に対してこういうことをおやりになるとすれば、同じように都市の中小商業者あるいは勤労者に対して、こういった施策を将来講

じていただくという御配慮が、公平の概念からいって非常に望ましいことだと思つてあります。以上で終わります。

○綱島委員長 次は大槻先生に一

つ……。

○大槻参考人 農地改革が終戦後に於ける最も重大な、かつ成功的政策であつたといふことはだれしも認めることであらうと思ひます。しかし農地改革に伴う一番の欠陥は何かといふと、経済的な観点から申しますと、長期資金の道が農業において完全になつてしまつたといふことであると思ひます。私も農地改革の問題に参画したときに、その農村に入る長期資金の問題をどうするかといふことをいろいろ討議したことがあります。従来は勧業銀行があり、農工銀行があり、そして最も長期資金を低利に農村に流し、農家に流すといふその可能性があつた。ところが農地改革によつてその道がある程度において、相当に遮断されてしまつた、それで農村には入らぬ。もっとも長期信用といつても、国家事業としてやる土地改良その他の事業あるいは共同事業としてやるものは、農地担保にしろなくても十分に入り得るわけでございます。それは依然として継続しておる。ところが個々の農家の農業経営に長期資金を入れるといふことになりまふと、全然入る道がなくなつてしまふ。ところが他方から申しますと、農地改革といふものは一つの非常な前提条件の変革である。その後世界の経済状態その他から参りまして、農業経営といふものは変革されなくちゃならぬといふ事態に當面しておるのであります。この場合に農業経営の変革

が必要であるという場合に、これはどうであるか。日本の農業経営といふものを観察してみますと、日本の農業経営は短期資本過度集約の経営なんです。たとえば農業だとか、あるいは肥料だとか、金肥だとか、そういうものに關しては、短期資本過度集約的な農業経営になつてゐる。ところが長期資本的には過度粗放的な、世界において最も粗放的な経営なんです。すなわち資本の有機構成度の最も低い農業経営なんです。日本の農業経営が何ゆゑに生産力が上らぬかといふと、これは短期資本過度集約的である。そのため肥料を付けしまふといふふうなことで、かえつて短期資本を集約的にすることによつて、生産力が萎縮するといふことになつてくる。これを打開するには、長期資本あるいは資本の有機構成度を高める方向に農業経営といふものを持つていかなくては、現在の日本の農業生産力の打開の道はない。ところが農地改革によつて、個々の農業経営に入るところの長期資金の道が大体において断たれた。ここが非常に問題があると思ふ。何とかして長期資本を入れる必要があるのじやないか。もしも不動産信用が不可能ならば、これを対人信用で入れる方法はないか。私は当初対人信用の主張者だったのでございます。何とかして対人信用的にこれを入れよう、それで私は御存じのように、農業の簿記運動をやりました。そうして金を借りるときには、数年間の簿記の計算、あるいは数年間の貸借対照表を信用を与える者に呈示して、そうして対人信用で金を借りよう、そういう方法がでないものかと思ひまして、その簿記運動といふものに私

は力を入れてやつて参りました。また現在それに努力しております。しかしこれはなかなか急にはいかぬ。しかも簿記運動といふものは優秀なる農家に偏する。一般の農家にただちに及ばないといふことではなくて、これはやはり相當な学力があり、記帳能力があり、経済的にも多少余裕があるといふものには、簿記は割合浸透しやすいのでございませうけれども、一般の農家にこれを浸透させるといふことになると、ただちにはいかぬ。これは長期的には必ずいけると思つておりますが、今日の問題としてそれができるかといふことになりまふと、疑義がある。それで共同信用だとか、あるいは協同組合における信用だとか、いろいろ考へてみましたけれども、これは相當な農民層に長期信用を流し込むといふことになりまふと、これは全く行き詰まつてしまふ。それでこれをどうにかしようといふことになりまふと、また対人信用でそうした資金を農家に流し込むといふと、たとえば協同組合の農家に対する信用といったようなものを見ますと、實際は信用能力があるものは富農層であります。あるいは協同組合の理事の縁故者だとか、何かそういうようなごく限られた富農層にばかり行つてしまふ。対人信用として、財産がなくとも能力あるものには貸し付けらる、あるいは農業に精通してやり切ろうといふ者に資金を貸し付けるといふことが、協同組合や何かはなかなかできない。そうするとどうなるかといふことになりまふと、これは結局農地改革によつて日本の農家の九割までは自作農になつた。そうして自作地を持つておる。そうしますと、その土地を持つ

ておる農家に対して、土地を担保として貸し付けるということが、貧農といわなくとも、割合に中農層までは少くともいふ、相當に徹底して、貧農層程度まで農家一般にこの資金を流し込むことができるという可能性があるのでございませう。それでこの対人信用だけでこれはいくことができないので、日本の現状においては、幸いに農地改革によつて、耕作する者は九割まで土地を持つておる。その土地を担保として長期信用を与えるといふことは、これはやはり考えなければならぬ問題である。私はこれを實際にやつておる間に、理想論と現實論といふことになりまふと、食ひ違ひが生じて、現在の与えられた条件においてどうするかといふと、これは農地担保、こういうふうな自作農の土地を抵当にして貸し付けるといふやり方は、ただそれだけではいかぬけれども、これは考慮しなければならぬといふふうには漸次考へるようになりまふ。農地改革後においてはほんとうに農業に精通しようといふ農家にとつて、非常に不都合な事態が生じておる。それはどういふことかといふと、たとえば私がごく小さい土地をふやして、適正な規模の農業経営、おもしろい農業経営をやつていこうといふことになりまふと、それは現在金はあればできる。なぜかといふと、昔は農地改革以前においては、土地は購入しなくても小作することができた。そうして経営面積をふやすことができた。それによつて適正規模の経営にして農業経営をおもしろくするといふことができた。ところが現在農村において農地を貸すものはな

ておる農家に対して、土地を担保として貸し付けるということが、貧農といわなくとも、割合に中農層までは少くともいふ、相當に徹底して、貧農層程度まで農家一般にこの資金を流し込むことができるという可能性があるのでございませう。それでこの対人信用だけでこれはいくことができないので、日本の現状においては、幸いに農地改革によつて、耕作する者は九割まで土地を持つておる。その土地を担保として長期信用を与えるといふことは、これはやはり考えなければならぬ問題である。私はこれを實際にやつておる間に、理想論と現實論といふことになりまふと、食ひ違ひが生じて、現在の与えられた条件においてどうするかといふと、これは農地担保、こういうふうな自作農の土地を抵当にして貸し付けるといふやり方は、ただそれだけではいかぬけれども、これは考慮しなければならぬといふふうには漸次考へるようになりまふ。農地改革後においてはほんとうに農業に精通しようといふ農家にとつて、非常に不都合な事態が生じておる。それはどういふことかといふと、たとえば私がごく小さい土地をふやして、適正な規模の農業経営、おもしろい農業経営をやつていこうといふことになりまふと、それは現在金はあればできる。なぜかといふと、昔は農地改革以前においては、土地は購入しなくても小作することができた。そうして経営面積をふやすことができた。それによつて適正規模の経営にして農業経営をおもしろくするといふことができた。ところが現在農村において農地を貸すものはな

い。農地を貸してしまえば、耕作権をただやっただけのようなものである。それです。これは幾ら生産が上らなくても、貸しはしません。それで今土地を借りることは全然できない。経営面積をふやそうと思つて、どうしても土地を買わなければならぬ。それでその経営面積を無産農家が拡大して経営を合理化するという道は閉ざされておる。それで優秀なる貧農というか、あるいは中農層などは、こんなおもしろくない農業経営はできないというので、優秀な者は農村を去るというようなことが非常に多い。耕作する者は必ず土地を所有して耕作するという自作農主義をとる限りにおいては、これは必ず長期信用制度というものが要なんです。あるいは農地担保金融というものが要なんです。これはそれに付随したものである。小作制度ならばそれはそれほど必要がありません。これが自作制度主義に変わりますと、経営上土地を獲得しようと思つて買わなければならぬ。買つたには金がかかる。そして地価は相当高い。そうしますと、これは借りてやるのは金がない。その金を貸すところの何らかの制度がなければ、これは自作農主義というものは、生産能力の上から非常に悪い制度になつてしまふ。そういう意味において自作農制度にはこういうふうな長期信用制度というものを付随させることが必要不可欠のものであると思つて。ただここで問題になるのは相続であります。この法律の第二条で、相続とかあるいは疾病、災害等によつて非常に困つてそのために農地を処分しなくちゃならぬ。そうして農業経営を細分化してしまふ、あるいは縮小化してしまふと

いうことが起る場合にこうした金融を国家が行う必要があるかどうか、また行なつてうまく行くかどうかというところがあつて思つて。それで現在親族法が均分相続法になつても、二、三男その他の相続権の放棄その他によりまして、実際は均分相続というふうなものがある。それが均分相続といふ。だから相続による農業経営あるいは農地の細分化というものは現在そう著しくなつておりません。これはしかし私に時間の問題だと思つて。次第にその方向にある程度勢いをなす性質のものであらうと思つて。今までないから今後においてないといふことは、これは言える性質のものでなくて、今後ある程度加速度的に行くことを予想しなくちゃならぬ。そうしますと、これはかつてフランスに行われたように農業経営がどうにもならぬ。生産力が非常に萎縮してしまふ。そうして農家が貧農化してしまふという問題が起るだらうと思つて。現在日本の農業経営というものは非常に小さいのですから、これ以上小さくするといふことは、生産力あるいは国際競争力その他からいって考えなくちゃならぬ。規模を縮小することは防止しなくちゃならぬ。そうした防止の消極的な政策ではありますけれども、防止の政策をするといふことはぜひ必要であると思つて。また農地改革の精神というものは、やつぱり適正規模の農業経営を育成するといふことにある。この場合そういふ消費目的の農地金融をやつたときに、果してこれが償還能力ありやなしや。今武田さんのおっしゃった点が非常に心配になると思つて。むしろこれは

金融であつてただやっただけじゃない。ごく低利、長期ではあるけれども、公庫その他に償還しなくちゃならぬ任務というものはあるわけだ、ここに問題があると思つて。しかし私の接した農家及び中金の一衆さんが言つたと思つて、実際にどういふことに當つて見ますと、富農層よりも主農層がまじめに償還する。農業にどうして精進してやつていくかという農家は割合まじめに金を返すものだといふことを申します。ですから富農層に貸すよりも中農層その他に貸す方が償還が割合いい容易であるといふことを言われたのを私聞いたことがあるので、それが、私もそういう感じを持ちます。それでこれは担保貸付をいたしますが、担保貸付をするけれども、その担保貸付といふものは、こういう制度がなく、高利貸あるいは銀行その他から借りるその金利というものは相当高い、そうしてまたその期限が非常に短かい。一度にたくさん償還しなくちゃならぬといふことになりまして、これは幾らまじめな農家であっても、農業といふものは薄利なものですから返すことはできないと思つて。しかしまじめな、そうして農業に精進してやり抜こうという農家であるならば、これは年五分五厘、そうして十五年年賦償還といふのであるならば、これはそれほど私は償還し得ないことはないと思つて。貸付が一戸当たり最高二、三十万融資が、平均的には六、七万円になるだらうと思つて。その程度ならば、まじめな農家でございまして、返せないといふことは割合に少ないと思つて。むしろそれは条件が付きまして、これは第一は農産物価格が非常に下落する、将来に

おいてあるいは農業資材がむやみに高くなるというところは、放任的な農業政策をとるといふことをとれば、これは償還能力がなくなる。これはかりに完全な農地担保制度であつても、地価がすでに下落してしまつてゐる、担保価値がなくなつてゐる、そういうふうなことがきかぬと、それは非常に不安定なことになるのです。この制度をやる以上は、農業政策がこれに依つて、その貸付を受けた農家が、平均的にいつて精進してやり抜こうとすれば、必ず償還できる程度の政策的条件を与えてあげるといふことは、これは一つの条件としなくちゃならぬ。それをするためのこれは国家側のやる条件だと思つて。もう一つは個人側のあれでございまして、これはぜひここにあるように農業経営安定計画を立てる。それでこの場合に農業経営安定計画といふものが、むやみに計画に流れるといふことは私はよくないと思つて。これはその計画になります。これは第一は農業経営の現状をあるいは農業経済の現状をよく明示するところのものをいふ、作らせる。それからもう一つは、これは本人の性質といふことか、あるいは本人がほんとうにまじめに農業経営をやつていく心があるかどうかといふ、その人物ですね。この対人信用といふものを十分調査しなくちゃならぬと思つて。これに対しては府県知事がその点をよく認定するといふことになりまして、その点の認定を誤らぬようにする制度なり何かが必要じゃないかと思つて。そうして現在は農業改良普及制度といふものは全国的に相当整備しておる。それで彼らをして指導

させる、あるいは特別に指導させるといふ必要がある。それからもう一つは、これはそれだけでは足りないから、やはり農家の最下部に受け入れ態勢としての農業技術及び経営の受け入れ態勢としての組織が農業団体としてできることが必要じゃないかといふことを思つて。ただ農業改良普及だけにまかすと、これは官僚制度的になりまして、やはりみずから下からこういふものをやつていくという組織としての受け入れ態勢としての農業団体といふものを、もう少し技術員その他のすぐれたものを置くといふふうなことが必要じゃないかと思つて。この抵当権の問題ですが、これは私に、今武田さんがおっしゃつたように、これは一つの貸付である。そうするとある程度バンクのプリンシプルによらなくちゃならぬ、こういうことは貸付である限り、金融である限りにおいて、これはなくちゃならぬ。それでそうした抵当といふことも必要じゃないか。そうしてそれがあれば、武田さんの、抵当権の長所として割合に心やすく貸し得るといふこともあると思つて。そういうことで全然これを無視することができないのじゃないか。もう一つは抵当権が設定されれば、農業経営安定計画なんかやる時に、農民は土地を手放したくない、愛着を感じるものはないので、手放すといふのは最後だ。それでこれを手放すまいとしてまじめな農業経営をやつていくといふ農家であるほど、この

自由主義的な、あるいは銀行主義的な考え方だとおしかりを受けるかもしれないが、私どもはやはり先ほども申し上げましたように、農業金融というものには長期低利の金融でなければならぬ。そういたしますと、先ほど大槻先生からもお話がありましたような対人信用的なものは、やはりその要請がかも満たされない。従ってこれはやはり抵当金融の形態をとるべきではないかというように私も今は考えます。ただ現在はいろいろな障害がありますので、いわゆる商業採算に乗った普通の銀行でこれをするというのは非常に困難であります。従つて過渡的な手段としたしまして財政的資金を用いるとか、あるいはある程度対人信用的な方式も加えるということはやむを得ないことだと思ひますが、あり方はどうかといふことになるかと、私どもはやはり長期低利の抵当金融という形が、農村金融にとつて最も望ましいことではないかというふうに考えております。ただこれを生かしますと、おそらく御懸念になりますのは、抵当金融をやればいづれは処分という問題が起り、そのときに土地の移動ということが起るので、じゃないかという点かと思いますが、これは抵当金融というものである限りやむを得ないことだと私どもは考えております。ただその場合に、土地が移動するということは、農地改革の精神に反するのではないかというお考え方もあろうかと思いますが、私は農地改革によつてできた土地所有というもののがずっと長く確保されるということとは、やはりむしろかしいのではないかとはいふように考えております。というのには、御承知のように経済事情にいろいろ

ならないと思ふのですけれども、
そういう条件を全く減却いたしまして
完全な低当権金融はできるとお考えに
なりますか、この二点についてお教え
を願いたいと思ひます。

〔中馬委員長代理退席、委員長着席〕

○武田参考人 お答えいたします。第
一点の担保金融と低当金融という言葉
の問題であります。これは私ちよつ
とルーズな使い方をいたしまして、御
指摘の通り同じ意味に使つて参りました。
厳格に申しますと、担保金融の中
には質権を設定するという意味の担保
金融もあるわけであります。私が申し
上げましたのは、低当金融とごっちゃ
に申し上げておりますから、さように
御了承願ひます。

第二点の低当金融であれば、相手
の、貸し出し先の業績なり何かという
ものを全然無視してできるかという御
質問であつたように思ふわけでありま
すが、これは全然無視するということ
になりますと、少し極端な言ひ方にな
りますが、その間に種類によりまし
て、多少ニュアンスはありますが、低
当金融の場合比較的抵当物に重点を置
くという意味に御了解願ひたいと思ひ
ます。と申しますのは、同じ低当金融と
申しまして、工場財団なんかを取
ると、これも一種の低当金融でありま
すが、しかしこれは御承知のように、工
場財団というものは、工場がつぶれ
て、これを捨てて値で売るといふこと
になりますと、非常に低い担保価格しか
ない。これは動いておるからその価値
がある、こういうことになります。そ
ういふ場合には、動いておる価値は何
かという、仰せのような業績、収益

力ということになります。従つてこ
ういふものについて十分調査した上で
ければ、ただ低当に取つたからとい
て金は貸せない。ところが片方の最も
代表的なものといつたしましては、戦前
における都市の住宅を担保にとるよう
な場合、この場合は大部分消費金融で
あります。従つて収益というものはな
い。従つて収益というものはないの
であります。ただありますのは、貸家
に利回りというものがあつて、これが最
低に押えられる、そういたしますとこ
れを競落した人は、これだけで競落す
ればこれだけの貸家収入が得られると
いうことから、一定の利回り換算の価
格というものが出てくるわけでありま
す。これを目安にいたしますと、その
人がその金を何に使おうと、あるいは
どういふような商売をしよう、そう
いうことはあまり問題にしないで貸す
ことができる、これが極端な、最も純
粋に近い形だと思ひます。この場合で
も全然人柄とか何かを考慮しないでや
るかということになりますと、必ずし
もそれはいかないわけでございませ
ん、低当金融といへどもある程度人的
なこととありますが、ただ程度という
問題につきまして、低当金融は極端に
言へばほとんど無視してもできるの
である、こういうことであります。

○川俣委員 もう一つ武田さんにお尋
ねしておきますが、時価に対して五〇％
以下というふうな場合は、低当権金融
としてはあまりに安全率を見過ぎたとい
うことになつて、本来の低当権金融
のあり方ではないと思ふわけですか。そ
こで時価の二割か三割などという、こ
れは低当権金融とか担保金融とかい
うものではなくて、返済の義務を負わ
しておく証憑的なものであつて、いわ

ゆる低当権金融とか担保金融とかい
う経済上の観念から離れたものだと理解
してもよろしいかどうか、この点につ
いてお伺ひしたい。

めである農家の調査をしたということ
は、いまかつて聞いたことがありま
せん。従つてその数字を提供すること
は私はできません、が、しかしまじめ
て相当優秀な農家というものは、わ
が国の農村に多いと思ひます。國
際的に比較しても私は多いと思ひま
す。ただこれに十分なる資本を与えな
い、ゆえに萎縮してしまふ。優秀なる
青年が相当ありますが、家を継ぐ、し
かし自分の思ふような経営をやつてみ
ようとしましても、さつぱり資金がな
い。あるいは耕地面積もふやせない、
あるいは経営面積もふやせないとい
ふことでこれは萎縮してしまふ。萎
縮しておる農家は相当多いと思ひま
す、私はまじめな農家というものが相
当多いと思ひます。

○武田参考人 戦前の農家のノーマル
な場合であります、大体御指摘のよ
うに六〇％か七〇％というものがあつた
わけでありまして、ところが現在でござ
いますと二〇％とか三〇％ということ
になります。これは将来の価格の変動
とかいろいろ危険の要素が織り込まれ
るわけでございます。現在の情勢から
言ひまして、この担保価格に対する貸
付割合が二割ないし三割だから、これ
は低当権金融ではないとはいひ切れな
いのではないかと、これは現在の情勢か
ら言ひまして掛値の問題になります。

情勢が非常に不安定であるといふこと
でそういうことを来たしておるのでは
ないかといふふうに考へております。
○川俣委員 次に大槻先生にお尋ねし
ますが、どうも先生年々いろいろ御研
究になつておられるに、言葉の表現が
あいまいであつたので、そういう意味
の御表現であつたとすれば学者的良心
を疑われるおそれもありますので、私
はあらためてここで表現をお尋ねいた
しておきたいのですが、農村のまじめ
な経営者にはぜひとも長期金融をして
やらなければならぬ、そういうものが
相当多いのだというふうな表現があ
つたのですが、まじめな経営者とい
うのは道義的な表現でありますのか、
あるいは生産力を増大するといふよう
な意味でのまじめな経営者、こういう
意味でありますか、その点を明らかに
しておいていただきたい。

それからまじめな経営者には長期金
融をしてしかるべきだといふのですが、
大体まじめな経営者といふものが今の
自作農のうちで何割くらいあるとい
ふ見込みなのか、それから大規模の経営
者はあなたの方でまじめといふのは
何割くらいあるか、あなたの判定され
るまじめな者といふのが、自作農の中
で何割くらい地方的にどの辺に存在し
ておるかといふことも、おそろくデー
タがあつての表現だと思ふのです。こ
れが一般の人々の言葉でありますなら
ば別であります、大槻さんは相当大
規模の経営をやつておられて権威者だ
と見られておられますので、まじめな
はどのくらいといふことの想定がつか
ないで表現したとは理解できませんか
ら、この点を聞かしていただきたい。

それから労働所得のほかに経営所得
も当然見るべきものだと言つており
ますが、今の自作農の中に労働所得を
満たすだけのものがどのくらいあり、
あわせて経営所得をも満たすものが現
在どのくらいあります、この点につ
いても御説明願ひたい、これは数字的
にはつきりお示し願ひたいと思ひま
す。

○大槻参考人 まじめといふことであ
りますが、これは計測ができるもので
はありません。心理学的に計測をする
機械はまだ発明されておられません。こ
のまじめといふことはむしろ優秀なる
農家という意味であります。優秀なる
自作農といふ意味であります。次に
まじめで優秀なる農家がどれだけある
かといふことでありますが、日本の農
家の少くとも自作農の大部分はまじめ
な農家であると私は思つております。
だけれども、それを計測するといつた
ところで、私はそういう調査機関を
持つておりません。またそういうまじ

めである農家の調査をしたということ
は、いまかつて聞いたことがありま
せん。従つてその数字を提供すること
は私はできません、が、しかしまじめ
て相当優秀な農家というものは、わ
が国の農村に多いと思ひます。國
際的に比較しても私は多いと思ひま
す。ただこれに十分なる資本を与えな
い、ゆえに萎縮してしまふ。優秀なる
青年が相当ありますが、家を継ぐ、し
かし自分の思ふような経営をやつてみ
ようとしましても、さつぱり資金がな
い。あるいは耕地面積もふやせない、
あるいは経営面積もふやせないとい
ふことでこれは萎縮してしまふ。萎
縮しておる農家は相当多いと思ひま
す、私はまじめな農家というものが相
当多いと思ひます。

それから私は経営所得といふことは
申し上げません。私は労働所得と財産
所得といふことを申しました。土地は
一つの財産であつて、そうして土地と
いふものに稀少性がある。ことに日本
のように土地が非常に不足して農村人
口が多いところでは、必ず差額地代と
いふものが発生するものです。これは
経済上の法則であつていかんともし得
ない。かりに農地改革によつて小作料
は下げても地代は下げ得ない。その地
代をだれが所得するかといふことが問
題であるといふことを申し上げたので
あります。それで現在労働所得だけを
とつておる者がどれだけあるかとい
ふことは、簿記の計算や何かからい
つて、現在は大規模な経営をやつてお
る者が地代所得が多うございませ
ん。それから小規模の経営、さらに土地を持た
ぬところの農民といふものは、さうい
うものは昔の小作人のようなものに

めである農家の調査をしたということ
は、いまかつて聞いたことがありま
せん。従つてその数字を提供すること
は私はできません、が、しかしまじめ
て相当優秀な農家というものは、わ
が国の農村に多いと思ひます。國
際的に比較しても私は多いと思ひま
す。ただこれに十分なる資本を与えな
い、ゆえに萎縮してしまふ。優秀なる
青年が相当ありますが、家を継ぐ、し
かし自分の思ふような経営をやつてみ
ようとしましても、さつぱり資金がな
い。あるいは耕地面積もふやせない、
あるいは経営面積もふやせないとい
ふことでこれは萎縮してしまふ。萎
縮しておる農家は相当多いと思ひま
す、私はまじめな農家というものが相
当多いと思ひます。

なつておる。農村には土地を持つておる者ばかりでなく、土地のない者があつた。それは非常に低い、さつきも何か我妻君から申されたように、都市の労働者の三分の一くらいの労働所得しか得ないで生活しております。ところが大きな規模になりますと地代所得を得ていたしますから、農業所得としては相当大きく、都市の労働者の労働所得くらい所得にはいけましようけれども、その所得の構成は単なる労働所得でなくて、労働所得と地代所得の合成されたものであるというふうに私は申し上げたのであります。

○川俣委員 大槻先生の対人的信用でやるべきものだというのは、なかなか対人的信用が生まれてこないの、まじめな経営者にはできるだけ金融を貸したいということの御説明があつたわけでありました。大半がまじめだということになりますならば、あなたの今までの説明は無意味だ。非常にまじめな経営者々々ということをお説きされたが、農政学的に今日お尋ねいたしましたのであります。論理的にお尋ねしていただくのじゃないのですから。少くとも相当なまじめな者があつた、ある数がふまじめだからということがあなたの説明の前提になつておるのです。そこで都合はどのくらいかということをお尋ねしてお聞きしたのです。私もそれはそういうデータを持つていないのですから、こういう表現は論理学者は使うべきでないという観点から、まじめなという言葉は通常の言葉では言いますけれども、農政上ではこういう表現は使われていないのをあえてお使ひになつたからには、相当な資料をお持ちであらう、こういう

想定のもとにお尋ねしたのであります。資料もなく、ただ論理的に御表現になつたとすれば、あえてそれ以上お尋ねしないのです。あなたの言葉の中には、まじめな経営者には何とかしなければならぬという表現が非常に多かつたから、そこでふまじめな者とまじめな者と分けて金融を考えなければならぬのかというふうな考えをさへ出て参つたものでありますから、あえてお尋ねしたのであります。

第二の点は、労働所得……。

○綱島委員 川俣委員、大体一人二十分くらいという予定をしておりますので、あなたの時間は過ぎましたから、どうぞそのおつもりで簡単に。

○川俣委員 労働所得のほかに経営所得ということをお尋ねしたのであります。それは財産所得でもよろしい土地利潤所得でもけっこうだが、こういうものが満たされておるのどのくらいあるかということをお尋ねしたのであります。なぜこういうことをお尋ねするかと、金にいたしまして、人的な災害または農業上の危険が生じた場合における危険負担に対する積み立て的なものが生じておるのかどうか、こういうことも尋ねたかつたのです。これまで財産所得というものが相当見られて、現に農家が獲得しているということになりますならば、それから危険負担に対する貯蓄ができるはずであります。それならばこれは担保力が非常に旺盛だと見るべきものがあるわけでありまして、おそらく今日大半は担保金融であります。お尋ねしたいことは、農業経営者ができないというところは、農業経営自体の中にそういう危険負担に対する対

抗力がないのであつて、労働所得ですら十分獲得していないのであるから、そういうものに対する危険負担の率は高いのだということがお尋ねするに、金融における金融の価値の低下ということになつて現れておると思うのです。だから今あえて法律的に金融の道を開くよりも、通常民間資金でも借りられるように常に農業所得というものが安定し、危険負担に耐え得るような貯蓄ができるということにいたしますならば、あえてこういう金融の道を講じなくても民間金融で十分できるといふことになるのです。それができていないということの方が先決条件ではないかと思ひます。そういう先決条件を満たして、しかる上にさらに必要ならば金融の道を講じてやるということの方が必要なので、第二段、第三段にとるべきものを、これによつて農業の損失を満たしてやるというふうなことは、むしろ大槻さんから言へば邪道ではないかと思ひます。どうでしょう。

○大槻参考人 今川俣君からまじめな者とふまじめな者とを分類しろということをお尋ねされましたが、それは善人と悪人の分類ができないのと同じようなことである。これはまじめな者、ふまじめな者というものは、程度の問題で、これを二つに分けろといつたので、そんな線を画するものじゃないと思ひます。また計測ができないと思ひます。

それから労働所得とおつしやる意味は、都市の労働所得だけの農業所得を得ておる農民がどれだけの農業所得かということだと思ひますけれども、私実はよ

くは知りません。ただそれは統計上には出ておりますので川俣君はよく御存じのはずでございます。ただ言えることは、労働所得というものは農村においては低いものでございまして、農業所得以外の地代所得その他を合せて結局都市の労働所得程度しか得てないというものが大部分であります。それで財産所得ならばそれが蓄積されるはずだというお話がありました。そういう財産、地代所得のようなものも、これは消費生活の方に向けられて、それほど農業経営の構造的改革を行うだけの大きな、あるいは土地を拡張するといったような、そういう蓄積は割合に行なつていない。そこで長期資金の必要があるのじゃないかと思ひます。

それからもう一つ、この点は私川俣委員と全く意見が同じであります。日本の経済状態なりその他が日本の農民に、これはパンキン・ブリン・ブルで、民間の銀行その他が貸せるだけの利潤が農業経営に生まれてくるような条件を与えるならば、こういうものは私も必要はないと思ひます。私が申し上げたのは、そういうことができそうもないので、理想的な方法じゃないけれども、次善の方策としてこういうものが必要なんじゃないか。これをやるだけでも大蔵省その他から相当横やりが入りまして、思うようにいかぬのじゃないかというふうに思ひます。

○中村(時)委員 我妻先生と大槻先生のお二人のお話を聞いておりますと、土地所有権の問題に關して考え方の相違があるのじゃないか。我妻先生は、資本力あるいはそれに対する担保金融としての価値判断を土地においてないという考え方を持っておられるのであ

ります。大槻先生は、それがあつていう考え方によつて経営所得について問題を出しておられる。このお二人の考え方の相違はどこに根拠があるのかお聞きしたいと思ひます。

もう一点は、現在土地所有に對するところの担保金融の問題に關しましては、耕作権がどのような移譲の仕方をしていくか、要するにその土地の所有者が土地を担保していくわけでありまして、その耕作権は将来なくなつていくわけですから、その耕作権をそのまま残しておく方法はないのか、土地担保に際しまして、この法案の上からいつて耕作権だけを残すことができるかどうか、あるいは別途の考え方を講ずる方法があるかどうか。それから問題がさかのぼりまして、これは自作農特別措置法の問題にまで入ってくるわけですが、その問題に關して、この法律の上から耕作権を移譲せずしてそのまま持つておることができるといふかお尋ねします。

○我妻参考人 繰り返になりませんが、私は農業所得が非常に低いという点から、土地の担保価値の問題も考へておるのであります。部分的には、労働者の所得以上の農業所得を得ている農家もあつた。だがそれは非常に少ない。おそらく一割もないと思ひます。そこで大多数の農家について考えた場合に、その農家の所有している農地は、農家が自分の労働意欲を完全に燃焼する労働手段に用いてゐる。あるいは貧しい生活をするための生活手段に用いてゐるにすぎないのだ。それは資本主義的な意味においての財産とか、資本とかいうものに値するものではないのだ、そう考へる。従つてそれ

を農地担保金融の対象にするという点には無理なんです。だから問題は、農業所得をどうしたら高め得るかという点にある。過小農制のもとにおいては、農民自体が資本を蓄積して経営を改善し、農業所得を高めていく能力は、きわめて少ないのであります。それは国の手で農業に対する財政投融資を強化するとか、もっと農民のために農地を解放するとかいう方法に重点を置いて、そうして農業所得を高めていくということにしなければならぬ。農業所得が高まれば、農民のために所得ヘリテイが実現すれば、そのとき農地も財産とか資本とかいうものになり、農地担保金融の担保価値というものができてくる、こういうふうな考えをわけです。

それからあとの御質問の点ですが、農地改革の趣旨から見れば、耕作権は、耕作権が中心であって、所有権が中心ではない。だから耕作権を伴わない所有権というものは、財産価値はないのである、そういうふうな考えをわけます。

○大槻参考人 私はどうして相違するかと言われても、相違しているのをごさいます。資本主義社会においては、土地は財産だというふうな解釈しております。従って抵当権の設定というものは可能なことではないかというふうな解釈するわけでありまして、それからもう一つの耕作権の問題は、ここでも問題になっているのは、自作地だけでございまして、不耕作地主が所有している土地に金融するとか何とかいう問題ではありません。ですからこれは自作地と申しますか、あるいは完全所有権といいますが、そういうもの

の問題だろうと思ひます。たださきに武田参考人から御説明があつたうちに、融通資金を借りて買った土地、あるいは低当に付した土地を、その借受人が小作に付することができるとどうか。他人に貸すことができるかどうか。他人に貸す小作人が使用してしまふ。そうするとその土地の価値が減つてしまふ。そういうことができないと非常に問題になるのじゃないかというお話がありました。もしそうだとすれば、そういうことに對して制限を加えなくてはならぬのではないかと申します。担保に付した土地を担保金融を受けた者が他人に貸す。そうすると耕作権をやつてしまひますから、その土地というものは担保価値が非常に安くなるということになりましようが、そういうことがあつたとすれば、この法律の中にそれを制限するものを入れなくてはならぬのじゃないかと思ひます。

○中村(時)委員 我妻先生のお話を聞いておりますと、経営という問題に關しては、やはり土地、労働、金融というものが結びついてくるわけですが、所得ヘリテイの問題にしましては、土地は土地、あるいは労働は労働の価値、あるいは金融は金融とこういふふうに分けていくべきではないのじゃないか、私はこう思つてゐるわけなんです。そういうふうな考えですと、今言つた総合された経営所得、こういう結果が出てくる。そうなりますと逆に考えると、この融資をするということ、たとえば所得ヘリテイをよりよくしていくという一つの方式の問題にもなつてくるのではないか、こういうふうにもとれるわけなんです。そういう点に

関してどういふふうな考え方を持つていらつしやるか。

○我妻参考人 私は先ほど申し上げましたように、農民の農業所得が非常に低い。その所得が財産所得であつた低い、労働の所得であつたり、形式的に分けると、ただいまおつしやるように、農業経営は土地、資本、労働によつて成り立つわけですから、そのように形式的に分けていくことになる。これは労働所得だけではないのだというふうな考え方が妥協だと思ふのです。しかし労働の点でいいますと、労働所得の三分の一というほどは、労働に少いのです。實際昭和二十八年度の農家経済調査などを見ましても、農家一戸当りの財産は九十九万円、百万円以下の財産、全部が資本でない、万圓以下の財産、全部が資本でない、にしても、資本に近いものを用いて、そうして農業所得はわずかに一戸当り二十万円なんです。もしこの財産で一割の利子でも見るということになりますと、財産所得十で、労働所得はたつた十で、こんなことになるのです。だからこんな小さい経営で、こんなに所得が少いのに、ただ形式に走つて、これは財産所得だ、これは労働所得だ、これは賃金だ、これは全然意味がないというのじゃないけれども、重要性がないと思ひます。そう考へるわけなんです。それから農地担保金融でもあれば、それだけ金が借りられるのだから、それは農家の農業所得を高めるのに役立つのじゃないか、それはその限りにおいては、その通りだと思ふのです。しかしほかとの関連において考へる場合に、そう簡単にいいかないのじゃないか。

○淡谷委員 大槻先生にちよつと伺ひたいのですが、担保は非常に経済的なものなんです。さつき武田さんの方からお話があつたように、金融機関としては農地担保の魅力は、償還不能になつた場合に、これを処分して損失を免れる、ここにあるようなんです。先生の方はやはりこれに對して、できるだけ農地の担保は処分しないように、あくまでも自作農を維持安定するという線までこれをやりやうになる。それで問題になりますのは、償還能力の問題ですが、これは今の農家の経営というものは我妻先生のお話の通り、現在のままでも非常に困つておると私は思ふ。この上にも金が困つたからといって、たとひ十五年賦でも金を借りて一時を糊塗し得たとしても、基本的な農家の経済は決して安定しない。借金をして元利金の償還をさせると、なおさら安定しないというふうな危惧を持つのです。その点はいかがなものでしょうか。特に現在の農家の経営は、今の規模では安定農家たり得ないほど零細なんです。この法案の内容を見ますと、農地を買い足す場合もやはり金を借り受けられる。そうしますと、この借り受けた金が先生がさつきおつしやつたように、土地資本として投下されます。その経営が非常に困つておる農家が土地そのものに投資をして、果して有利な経営が存続し得られるかどうかというところは非常に疑問になつてきます。それからもう一つは、今の余剰農産物やあるいはその他の資本などによつて非常に広大な土地造成がもたらされておりますので、日本の土地の希少性というものはこれは永久的なものではない。こういう場合に金融するならば、むしろ土地資本ではなくて、経営資本として

て投下された方がずっと自作農安定には役立つ。そうなりますと、基本的なこの土地担保の線というものは非常に基礎が弱くなる。これは大槻先生の方は、できるだけ農地担保は対人信用もひつくるめた今の法案によるような両々相持つたものがないというふうにお考えであります。逆に武田さんの方は、そうではなくて割り切つて、金融機関としては担保は担保として、払えなかつたら処分する、この方がむしろすつきりしたやり方じゃないかと言ふ。果してそうした土地を処分しないで済むような安定性が現在の農家に生まれるかどうかということが問題です。特にこの土地金融によつて生まれるかどうか、その点も一歩突っ込んでお教へ願ひたいと思ひます。

○大槻参考人 これは日本の農政全体に關係する問題であります。それで日本の農業というものは放棄する以外にないということの建前をとるなら、これはおつしやるのが非常によくわかります。しかし日本の農業というものをできるだけ保持していこう、そうしてあらゆる政策をそれに向けていこうという前提をとると、かりに外国からの競争があつても、その競争に對して適応するような方策を講ずるといふ前提がありますと、これはおつしやることだけで納得することができないのじゃないか。そこでかりにこの立法による融資というものがなかつたと思へてみる。そうしますと、短期の金を借りなくちやならぬ。そうならばこれで借りたよりはるかに、その償還能力がないのですから、破滅にといひます。その土地を失つてしまふという危険が非常に多いと思ひます。そういうこ

のなんですか、担保は非常に経済的なものなんです。さつき武田さんの方からお話があつたように、金融機関としては農地担保の魅力は、償還不能になつた場合に、これを処分して損失を免れる、ここにあるようなんです。先生の方はやはりこれに對して、できるだけ農地の担保は処分しないように、あくまでも自作農を維持安定するという線までこれをやりやうになる。それで問題になりますのは、償還能力の問題ですが、これは今の農家の経営というものは我妻先生のお話の通り、現在のままでも非常に困つておると私は思ふ。この上にも金が困つたからといって、たとひ十五年賦でも金を借りて一時を糊塗し得たとしても、基本的な農家の経済は決して安定しない。借金をして元利金の償還をさせると、なおさら安定しないというふうな危惧を持つのです。その点はいかがなものでしょうか。特に現在の農家の経営は、今の規模では安定農家たり得ないほど零細なんです。この法案の内容を見ますと、農地を買い足す場合もやはり金を借り受けられる。そうしますと、この借り受けた金が先生がさつきおつしやつたように、土地資本として投下されます。その経営が非常に困つておる農家が土地そのものに投資をして、果して有利な経営が存続し得られるかどうかというところは非常に疑問になつてきます。それからもう一つは、今の余剰農産物やあるいはその他の資本などによつて非常に広大な土地造成がもたらされておりますので、日本の土地の希少性というものはこれは永久的なものではない。こういう場合に金融するならば、むしろ土地資本ではなくて、経営資本として

て投下された方がずっと自作農安定には役立つ。そうなりますと、基本的なこの土地担保の線というものは非常に基礎が弱くなる。これは大槻先生の方は、できるだけ農地担保は対人信用もひつくるめた今の法案によるような両々相持つたものがないというふうにお考えであります。逆に武田さんの方は、そうではなくて割り切つて、金融機関としては担保は担保として、払えなかつたら処分する、この方がむしろすつきりしたやり方じゃないかと言ふ。果してそうした土地を処分しないで済むような安定性が現在の農家に生まれるかどうかということが問題です。特にこの土地金融によつて生まれるかどうか、その点も一歩突っ込んでお教へ願ひたいと思ひます。

とが一体望ましいかどうか。少くとも私は、さつき申し上げましたように、いろいろの事情がござらなくて、そうして貧窮に陥るといったようなことがあるものでございまして、これはやはり政府として、最初からこれを見捨ててしまふというふうなことでなく、担保金融を与えて、そのときには抵利で長期で、救済得る程度のもので救済が必要あるんじゃないか。そういうものを救済なかつたら、これは高利貸しの犠牲になつてしまふというふうなことになりはしないかという、そういう改善の方策であるという考え方でございまして。だから、日本の農業というものは非常に悲運にあつて、償還能力は全然考えられないじゃないかというふうになりますと、そういう面もありまふけれども、しかし多少ともあればその多少ともある償還能力で返せるだけの信用制度というものを作らなければならないか、その信用制度はこういうふうな形でいくんじやないかというふうには私は考えるのです。

それからもう一つは、借りた金というものは、信用は、一個の農地に投資するのではなくて、むしろ経営施設に投資することがいいんじゃないかというお話がありました。それならあれじゃありませんか、この法案から離れて、農林漁業公庫の七億円の金になつて離れていったように私は御説明を受けて——まあそういういきさつがあつたように思ひます。農業施設金融という形になつたように思ひますが、しかし土地資本に投じて、結局ある程度の自己資金がある、その自己資金を土地をかうのに投ずるか、あるいはこの融資で借りて土地をかうか。いずれにして

もこれを借りなければならぬと、さつき申し上げましたように、これはむろん目的は土地資本に投ずるといふことになつていまして、けれども、しかしそれだけでなく、ある一つの農村に流れた長期資金というものは、農業経済全体の潤いになつて、両方に用いられるのではないかと、両方といつてはちよつと語弊があります。が、両方に役立つのではないかと、いふような考えを私は持ちます。私も必要だけれども、それと同時にこれは資本の有機構成度を高めるような形にしていくことが重要だということをよく私考えております。

○渋谷委員 私は何も日本の農業を否定してはおりません。ただ、現在現像的に起つておる農村の困つておる状態、負債が非常にふえた、あるいは経営がむずかしくなつた。それから農地なども担保に入つておる、もう競売一歩手前にあるといった状態、これははつきりしております。ただこの場合に、先生のおっしゃるような農政全般を強く動かすようなはつきりした施策であるならば、あえて反対しない。しかし、ちよつと昔の負債整理組合みたいに、あれの昭和版みたいに直してしまつて、そうして改善の策と称して、農村の転換していく激しい勢力を方向転換させるに役立たせるための施策であるならば、ほとんど意味がないのじやないか。私も長い間農村におりますから、よく実態を知つておりますが、この法案に盛り込まれた自作農の安定計画ですが、これなども逆に、農民が金を借りたために実態を離れた計画等を出して参りまして、実態が伴わなく

ても金で借りられればよいという計画がしばしば出ます。これはさつきからいろいろ同僚の委員が御質問申し上げておられますけれども、知事さんが、一々の農民が正直か不正直か、経営能力があるかないか、これは見通しがつかぬものではない。最後には、金融機関の最後の手を出して、土地を処分してもこれは損にはならないといふところが、この資金貸付を決定する条件の一番大きなものではないかと思ふ。そうしますと、わずかに二十億ぐらいのこの土地担保の金融を出しても、一時息をつかせるだけで、日本の農村の根本は少しも変つていかない。これが私たちがこの法案を慎重に審議する理由なのであります。そこで、今おっしゃる通りに、設備の資金は公庫などで入れたらよろしいというお話もございしますが、これはほとんど今言つたような状態のもの、特に貧農層、中農層と称する五、六反歩、四、五反歩といふ農家に回つておりません。そうした各種の欠乏状態、簡単に土地を担保にしただけでは手に入るだらうといふところに、農村が無批判にこの法案を歓迎する傾向が多分出てくる。けれども、農地を貸し足して経営を安定させるという方策が基本にあるならば、現在の農具の発達や農業技術の発達に適應するような安定規模の経営というものは、農地どれくらいを一体標準にしていったらよろしいのか、その点もお教へ願ひたいのであります。

○大槻参考人 最後に申し上げたことから申し上げますが、安定農家としてどれだけの規模がいいか、これは最近の農具の発達や何かからいって相当大きな規模の方がいいといふことは、

すべての人の認めるところであります。しかしこれは農村の人口問題がある。これを零細農家から全部集めてたてた適正農家を作るといふことになりますと、農家の戸数はわずかになります。その残つた農家をどういふふうに処理するか。これは国政上皆さんがやり切るお考えがあるならばそれをやつた方がいい、適正農家にしまして、過剩人口は都会なり何かにこれを吸収する、それをやるのが一番根本的だ。しかしそれだけの御自信がなければこれは別なやり方を考えなければならぬといふふうに私は考へております。それで農業経営規模を適正規模として相対的に大きな規模に持つていくことはできませんので、できるだけこれは集約化して、あるいは家畜を入れて有畜農業化して、立体化して、狭い面積で相当合理的な経営をやろうといふような指導方針が国家においてとられておるといふふうに私は解釈しております。

○渋谷委員 大体先生も現在の政府の持つておる意図とか、あるいは政治的な力の関係などを御考慮に入れられなければもつとはつきりしたお話を伺へると思ひますが、これから引き續き論議いたします。受知用水の問題にいたしましても、あるいは機械公団法にいたしましても、かなり大きな農地の造成が企図されました。この農地造成そのものは農業構造の基本的な改革です。ただし大きく造成されました後に、零細、貧弱農家を入植させるだけでは、やはり同じ貧困農家がでるだらうといふので、関連してこの問題を審議をしてきておるわけです。結局ある一定の土地面積を持たなければ集約的な

のでございまして、そうした場合に二反歩、三反歩という農家から見ても、どうしてもだめなのは買ひ足すか放擲するか以外に道はない。そうしますと、結局この法案によりまして、農地を買い足すのに資金を出さず、売る農家の出ることも必ずあります。従つて現在持つております四割六分ですが、あれだけの農家人口というものは、こうした法案が出て予算の規模がだんだん大きくなつて参りますと、一つの農村における人口の構成が變つてくる。従つて農業構造も若干の変化がくるように考えられますが、この点はいかがでございましょう。

○大槻参考人 私はこれは日本の農業の生産力あるいは国際競争力を強化する今後においては、国際関係がありまふから、どうしても国際競争力を強めるといふ農業政策をとらなくちゃならぬと思ひます。そのためにはできるだけ農村に専業農家を作り出す、そして農業に背水の陣をしてやるという熱心な、優秀な、まじめな農家を造成していく、その比率が農村においてある程度になるのであれば、兼業農家はかりで農業の生産力をはかつて決して上らない、女ばかりにまかしておいて世界の農業と戦つていくことはできないものではありません。ですから専業農家を作り出すという政策をどうしてやらなくちゃならぬと思ふのであります。それで農地改革當時には、飯米農家が食糧事情のため多うございまして、そういう人たちが土地を所有したといふことになりまして、しかしあのときは、土地を所有させるのは三反歩以上適正農家という基本があつたと思ひ

ます。それでやはりこの自作農維持創設の融資の目標になるのも、専業農家として成り立つようなものに土地を与え、あるいは細分を防ぐというふうな融資の仕方をすべきものであるというように私は確信しております。

○淡谷委員 武田さんによつてお伺いしたいのですが、ごくざつとくばらんにお伺いいたしますが、耕作権などは対物信用として持つていく方法はないものですか。地価というものが、耕作権と同時に耕作権も入れまして、耕作権そのものを対物的な信用の状態に持つていくことが現在あるかどうか、あるいは法律なんかで対物信用化するようなものは作れないものかどうか、金融機関としての立場からお伺いしたいと思ひます。

○武田参考人 ただいまのお話であります。現在耕作権は完全な物権になつていないのであります。賃借権として見られるわけでありまして、これを独立に抵当にするというものは、やはりむずかしいのではないかと、ふうに考へております。

○淡谷委員 法律改正を行ひまして、現在の耕作権というものをはっきり物権と規定した場合にどうなりましようか。

○武田参考人 物権化したしました場合にはできないことではないと思ひますが、ただ従来の金融の常識から申しますと、こういうものを抵当に取つてやることはあまりないやうであります。

○淡谷委員 最後に我々さんにちよつとお聞きいたしますが、今お聞きの通り私たちの考へている点と、政府の考へておられる点とを比較すると、若しそ

の際、非常に困つて参りました農村を何とか安定させるために今の自作農維持創設の法案より以上のものを実は作りたい。バックする意味がなくなつてもつと前進したものを作りたいという考へを持つておられますが、その場合に若干の小さな農民が、大規模なおつしやる通り独立した専業農家をやるためには、兼業しておられる非常な弱い農家が農業以外の線に追いやられるという危険を多分にこの法律は持つておるのであります。これは日本の農業の態勢からいって四六％という農業人口が、世界の農業人口に比べて多いものが多いものか、あるいはまた日本の農業は、最後までこの零細のま

持持つていって成り立つものかどうか、この点に對する考へをお聞きいたしたいと思ひます。

○我々参考人 私は現在の六百十四万戸の農家というものを維持していかなくてはならないというように考へません。私の農業政策の重点は、国民一般と同様に、農民のためにも最低生活を保障する。そのためには農民のために完全雇用を実現する。そうしてまた農民の勤労条件も少くとも水準までより一層高めることが望ましい。そういう点に重点を置いて考へております。

今後農業面の開発が行われ、農地の解放も進められ、さらに農業に對する財政投融資が強化され、それを通して農業所得の形成力が高まるということを考へますが、しかし現在の千七百方もの農民をどこまでも維持していかなくちゃならないというのではないので、今後一層工業が発達していけば、商業方面に農業者は転業をしていくということがまた当然行われると思ひます

が、行われてよろしい。また海外移民として出ていくことも望ましいのであつて、決して現在の農業所得の問題を解決する、農民のために所得改訂を実現するというのを単に農業の範圍内だけでやらなければならないというには考へておりません。現に先ほども申しましたように、国民所得全体のうちに占める農業所得の割合は、すでに一六％に低下しているのでありまして、一六％に低下していきと思ひますが、御承知のようにアメリカでは、最近農業所得は国民所得全体のわずかに四％であるところまで落ちておりますが、何も直ちにそれが理想だといふわけではありせんけれども、今後の経済の発展を考へるとき、やはりそういう方向にいくのではないかと、うううに考へます。

それからついでだから申し上げたいのですが、先ほど淡谷さんが大規模教授の、どのくらいが安定農家であるかという御質問がありました。私実は庄内の中平田という農村に調査に行つたところですが、酒田の東の方約六キロのところで、現在は酒田市内に編入されております。これは私は水田地帯としては日本で、二、三の安定村だと思ひます。耕地一千町歩ありますが、ほとんど全部水田であります。そして四百五十戸の農家があるのですけれども、三町歩以上経営している農家が二百戸あるのです。一戸当りの平均耕作反別は二町五反歩に近いのであります。そして一戸当りの農業所得は六十万円なのであります。昭和二十八年年度の農家経済調査によりますと、これによつて東北とか関東東部、各地区に分けての農業所得が出ておりますが、二町歩以上

上経営する農家の平均農業所得が東北地区は四十九万円になつてゐる。山陰地区は五十三万円になつてゐる。これが最高なものです。あとは瀬戸内地区であらうと九州地区であらうと、二町歩以上の農家の平均経済所得はずつと低いのです。ところがこの中平田あたりは一戸平均六十万円の農業所得を持つてゐる。一町五反歩以上経営している農家が七割を占めてゐるのであります。この村の農地改革は、一町五反歩のうち小作地はわずかに四町三反歩しか残つてゐないのです。これは酒田の本間その他の不在地主の持つておつた土地が多かつた関係もあるやうでありますけれども、全国の農村で、農地改革の恩恵をこのくらい受けた村は少いのではないと思ひました。四町歩の小作農から四町歩の自作農に、三町歩の小作農から三町歩の自作農になつたというやうな農家が十分見受けられるのであります。そしてこの村では耕地の交換分合も行ひました。それからここは大地主が持つてゐて、土地改良、耕地整理が行き届いておりまして、反収が官庁の統計よりまして、昨年あたり三石二斗というところになつておりますが、四石取つてゐるところがだいたいあるのであります。でありますからこれは三町歩以上の農家の農業所得は七十万円にもなつております。ううう。そういうことで、この村には動力こきがすでに二百台入つております。私は入り過ぎてゐると思ひますが、二百台も入つております。それから揚水機はもとより脱穀製穀機もたくさん入つております。非常に機械化が進んでゐる。いわゆる安定村であります。いわゆる安定農家が大多数を占

めてゐる。もし農地改革が日本全土にわたつてこれに近いやうなものを作り出したとするならば、われわれの考へも非常に違つてきたと思ひます。御参考までに申し上げておきます。

○淡谷委員 いろいろお教へいただきましてありがとうございます。大体この農地反別の魅力というものは、だれにでも平等に、公平に土地を担保にして貸せるというところに最初の出發があつたやうです。金融機関の方では、抵当権の実行といひますが担保権の処置と申すか知りませんが、償還不能に陥つた農家の土地は販売し得るというところに公平な融資方法としての魅力を持つてゐるのであります。そうなりますと、安定線に達しない農家といふものはほとんど脱落して参ります。これは將來日本の農業に對してプラスになるかマイナスになるか知りませんが、農民問題は農民問題として別に扱ふということもありましよう。ただしこうして参りますと現在の農地の安定といふことは離れてしまつて、その場合にこの法案に盛り込まれた安定計画がずつと表面へ出て参りまして、一そう金融機関としてはこの安定計画をはつきり出しまして、固なり固体な方が危険補償をしました場合は、金融しやすいくのしかしないのか。今担保権を実行するとしまして、また農家がこれに對する反抗が続いたり、あるいはさまざまな運動が起つたりして、抵当権の実行にせよ土地の引き上げにせよ、實際作つております農家の抵抗なしではとれないと思ひます。むしろ経営安定に重点を置いて農家がこれに補償をして、農地担保なしに資金を出すやうな道をお考へにならるるか

めてゐる。もし農地改革が日本全土にわたつてこれに近いやうなものを作り出したとするならば、われわれの考へも非常に違つてきたと思ひます。御参考までに申し上げておきます。

めてゐる。もし農地改革が日本全土にわたつてこれに近いやうなものを作り出したとするならば、われわれの考へも非常に違つてきたと思ひます。御参考までに申し上げておきます。

どうか。一つ勸銀の部長さんからお答え願いたいと思いますが、どういふものでございましょうか。

○武田参考人 御質問の点は先ほども申し述べましたように、この長期の安定計画といふものを立てて、これを都道府県の知事が監督してその実現をさせるという事は、私は実は非常にむずかしいと考えます。と申しますのは、半年や一年でありますれば問題ないわけでありまして、十年、十五年の間行政官庁が監督をして農業経営を安定するという事は、実際問題として非常にむずかしいのじゃないかというふうに考えております。従いましてこういう対人信用の形で長期の資金を融通するといふことは、ほかの部面におきましてでもそうでありまして、農業関係ばかりではありませんが、ほかの金融についてもいえるわけですが、大体長期金融の場合には必ず何らかの担保がつくといふことが大体常識になっております。と申しますのは、短かい金ならばその経営を管理し、貸付金の管理といふことが金融機関でもできるわけでありまして、非常に長期にわたってこれをやるという事は、事実問題としてできませんし、そしてまたそれをあえてやろうとしたしますと非常に莫大な経費を要する、こういうことになるわけでありまして、従って長期の金融は常に担保金融の形をとるといふことがはば金融の常識になっているといふように思うわけでございます。この場合におきまして、やはり私どもとしては担保金融という形に漸次近づいていくという方式によるべきであつて、無担保金融でこういう資金需要を

まかなうといふことは非常に困難であるといふように考えます。

○淡谷委員 我妻、大槻両先生にお伺いしたいのでございますが、今お聞きの通り、金融機関の方はあくまでも担保の方が一番いい対象になるものらしいのですが、工場抵当などの制度もございまして、両先生方の御意見を承わりましたも、結局は日本の農業といふものは今のままでは持つていけない、安定するためには農業構造の改革も仕方がない、むしろ望ましいといつたような趣旨に承りました。金融機関の意図を別にしまして、農政の立場から、農場あるいは農家の集団といふものを一つの信用対象にして何とか金融させるような方法ができないのか。事実に見て農政の面からどうでありましょう。そういうことがあればいいの、か悪いのか、この点などもお聞かせ願いたい。

○大槻参考人 回収といふことからいいますと償還といふことになりまして、これは担保信用でなくちゃだめで、だけれども農業にはある程度の特許性があるのであります。それは都市の店舗であります、数年にして常に代が変つて、榮えてもすぐ破産するといふことがあつて、非常に盛衰が盛んであります。しかし農村はおよそつづれた家はあまりないのでございます。パーセンテージからいふと長く続くものでございます。それで長期信用といふものが、農業においては家が長くつづることにおいてその可能性が相当あるのじゃないかと私は思います。ですから都市の商工業と違う点が多少あるのではないかと。それは考慮に入れていいのではないかと思います。だけれども、これはやはり回収が不可能になることを予想しなければならぬ。それからもう一つ申し上げるのは、私は瞬間売買のあれを見ましても、多少接触してみなければいけません、あのときは二十五年ですか、しかし二十五年で償還してしまふといふようなことでなく、あるときに山が伐期に入つたといふことになりまして、その以前において返してしまふといふのが相当多いように思ひます。ですから期限が十五年であるから十五年で必ずしもやるかといふと、それ以前に返す、といふのは農村は負債をいやがるものですから、返すといふ場合が相当あるのじゃないか、そういうふうに思ひます。

それからも一つのは、私はその点十分研究してみたことがあるので、これは担保信用によらないで、共同信用で部落が共同でやるのか連帯保証でやるのか、そういう信用の仕方、個人の経営者が長期資金を獲得する可能性がないか。ところがそういうやり方は、農村では共同精神が強いといふながら、必ずしもそうじゃない。そういうやり方は正直な者が非常に迷惑をこうむるようなことがありまして、共同信用をやることはなかなかできません。ことに大きな金で長期になりますと、どうしてもそれが不可能なようでございます。それで対人信用で長期の資金を国家から融資を受けるといふことは理想的でございますけれども、しかし実施が非常にむずかしいことでございます。そういうふうには感じしております。

○淡谷委員 私の伺ひたいのは、現在の部落が部落単位の共同借り入れなどはむずかしいことは知つております。協同組合等におきましても、担保がいらないものを担保に取つて例がありますから、これは期待をいたしません。が、少くとも公団法等によつて大きな農地造成の仕事に援助し、あるいは構想を持つておる国家が、国家の信用保証、危険負担によつて個人の担保にかえるような、大きな農村金融の道が開けないものか、農政的には一体どうなるか、こういう点をお聞きしたい。

○我妻参考人 私は詳しくお答えできませんけれども、農業協同組合を通して国家の資金を流すといふことは現在もやつてゐるわけですが、これを強化していくといふことが必要なのでございます。それができるように、また半面農協の強化も必要です。それができるといふ関係にあると思ふのです。現在農業協同組合は預貯金の吸収には力を入れております。貸し出しの方は、いろいろな点から制限されている。農業に対する財政投融資を強化するといふようなことは、これは農協の組織を通して行つていくことが原則として正しい。その方向に進まなくちゃならぬ。いふのではないかと。非常に抽象的ですが、一応考えております。

○網島委員長 別に御質問はございせんか。――「ございせんければ、この際ちよつとお諮りをいたすことがございします。本日の午後は農林大臣に出席を求めて、愛知用水公団法案及び農地開発機械公団法案を審議いたします。明日は午前十時より本委員会において農林大臣、大蔵大臣、外務大臣、経済企画庁長官、北海道開発庁長官の出席を求めまして、先ほど申し上げました

愛知用水公団法案及び農地開発機械公団法案を審議いたしたいと存じます。そこで先ほど申し上げたような農林大臣、大蔵大臣、外務大臣、経済企画庁長官、北海道開発庁長官の出席を求むる件をお諮りいたします。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○網島委員長 では明日午前十時より右大臣の出席を求めまして両法案を審議いたすことにいたします。

○中村(時)委員 議事進行。これから会期末になつてきますと、本会議において重要法案が出てくるわけですから、採決が非常に多く出てくるわけですから、だからその点をよく考慮されてお諮りを願ひたいと思ひます。

○網島委員長 明日は午前九時半より理事会、正十時より委員会を開きたいと思ひます。――本日は午後二時半より本委員会を開きます。もしそのときに議終了後即座に委員会を開くことにいたします。まづ御出席を願ひたいと存じます。

休憩いたします。

午後零時五十八分休憩

午後三時二分開議

○網島委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

愛知用水公団法案及び農業機械公団法案を議題としたして審査を進めることにいたします。まづ農林大臣より発言を求められておりますからこれを許します。農林大臣。

○河野国務大臣 今回委員代表並びに有志の方々には、炎暑の折にもかかわらず愛知用水に関する法案審査の必要

上、現地御視察を賜りましたこと
にあらうございました。

御承知の通り本案はわが国の土地改
良並びに総合開発計画において画期的
な膨大なものでございますので、いろ
んな角度から御審議を願わなければ
ならぬこととありますことは当然でござ
います。しかもこの会期も切迫しま
した際にこういう重要な、しかもあら
ゆる角度から御検討を願わなければな
らない法案の御審議をお願いいたしま
すことは、まことに恐縮に存する次第
でございますが、われわれ政府におき
ましては、あらゆる準備を整えまして
御審議におこたえするつもりでありま
すから、どうかよろしくすみやかに御
審議、御可決をいただきたいというこ
とをお願い申し上げる次第でございます。

○綱島委員長 それでは愛知用水視察
に参りました報告を申し上げます。
われわれ視察に参りました者は、現
在審議中の愛知用水公団法案に関しま
して、農林水産委員会より派遣され、
去る七月二十二日より四日間、現地調
査を行なつて参りましたので、その概
要を御報告申し上げます。

調査団は、綱島委員長及び安藤、伊
東、大森、楠美、丹羽、額、中馬、
平野、久野、足鹿、淡谷、井谷、稻
富、久保田の各委員をもって編成し、
調査室より岩隈専門員が随行いたしま
した。さらに政府側よりは、吉川農林
政務次官を初め、渡部農地局長、戸島
参事官、桜井建設部長、和田計画部
長、清野技術課長等が同行いたしました。

一行は、二十二日午後名古屋市内に到
着、直ちに記者会見の後、同市内の農林

省木曾川調査事務所に至りまして、愛
知用水事業計画につき、詳細に説明を
受け、また質問を行なったのでありま
す。

第二日の二十三日は名古屋を出発、
バスにて知多半島の伊勢湾沿いに南下
し、途中千代田を視察しつつ常滑市を
過ぎたところで、東に向つて半島を横
断したのであります。ここで武豊町
付近の六貫山に登り、付近の開拓地を
視察、また陳情を受けました。次いで
知多湾に面して北上し、半田市、東浦
町、三好村、本地ヶ原開拓地、高蔵寺
町を経て犬山市に到着したのでありま
す。この途中におきまして、各地で陳
情を受けたのでありますが、この日の
視察地は、いずれも古来より水利の便
が悪く、水争い等の悲劇の絶えなかつ
た地帯でありまして、農民は皆、愛知
用水事業の促進を切望して参りました。

第三日の二十四日は、午前木曾川
に沿ひまして、木津用水、濃尾用水、
岐阜県側の羽島用水を視察し、午後は
上流に登つて兼山取入口及び発電所を
見たのであります。この日は主として
農林省側より実地について詳しく説
明を受けました。なお、兼山より中津
川市に至る途中でロックフィル・ダム
方式による可児川の小淵防災ため池を
見学いたしました。

第四日の二十五日は、木曾川沿いに
汽車で到着、ここよりバスにてダム地
帯に向ひ、牧尾橋ダムサイト、王滝、
三岳岡村の水没地帯等を視察して木曾
川沿いに帰つたのであります。現地
及び木曾川沿市におきまして、水没地
帯農民のダム建設反対の陳情、ダム計
画進行に當つて地元との交渉が十分

であつたとの意見、森林軌道の水没に
関する問題等々について陳情を聞きま
した。ここで一応調査を終り、木曾川
沿市より松本市を経て、昨日、帰京
いたしましたのであります。

以上おわれわれの調査行動の概要を御
説明申し上げましたが、愛知用水計画
の当面する問題は、地域の上から見る
と、これを三つに大別することができ
るように思われます。すなわち、その
一は受益地帯に関する問題、その二は
濃尾用水及び兼山の取入口付近の問
題、その三はダムサイトの問題であり
ます。

第一の受益地帯はほとんど愛知県に
属するのであります。従ひまして愛知
県側としましては、県知事以下県議の
機関をあげて、愛知用水公団法案の成
立、用水計画の実現を望まれているわ
けであります。またわれわれが実地に
視察をいたしました六貫山付近の農
民、半田市、三好村の開拓者諸君等
は、いずれも本計画の完成により、利
水の便が開け、農業経営の水準が飛躍
的に向上せられることを熱望せられた
わけでありまして、すでに徳川藩時代
に端を発し、六年以前から調査に入
り、二、三年より実現の可能性が強
まつて参りました。この計画に対する
現地農民の寄せる期待はすこぶる大き
いものがあるやに感ぜられたのであり
ます。しかしながらこの用水計画の具
体化にあたりましては、なお速急に解
決をしておかなければならぬ各種の問
題があるように思われたのであります
が、受益地帯内の問題としましては、
第一に受益者の費用負担能力のいかん
であります。すなわち、受益地面積三
万三千町歩と申しまして、受益の程

度はそれぞれ異なるわけでありまして。
三万三千町歩という面積自体が、具体
的に精密に実測せられた結果得られた
数字ではなく、理論上の数字でありま
すから、実際に償還金を割り当てる段
階になりますと、いろいろな問題が次
々と起るおそれなしとしないのであり
ます。われわれの聞きまところによ
れば、末端における水路計画は、いま
だにでき上つておらないのでありま
すし、受益者の負担額もその受ける受
益に従つて算出せられたといわれま
すが、受け取る水一単位当りのコスト
について質問をいたしました。資料
の準備がないようでありまして、いま
だ調査が十分と言わざるを得ないよう
な印象を受けたのであります。従ひま
して、反当受益者負担額約二千九百円
平均と聞かれました。この額自体
がはなはだ高きに失する印象を受けま
したと同時に、いかなる便益の内容にか
ら従つてこの金額が定まるものであるか
の具体的資料の提示がない限り、了解
をすることができなかったわけであり
ます。

また農業用水、水道用水、工業用水
及び発電用水における各事業間の受益
額と費用負担額についても、大体的振
り分けはできていないようでありま
す。いわゆるアロケーションの問題に
関しても、なお幾多の問題が伏在する
やに見受けましたのであります。すなわち
まず関西電力の最大発電能力一万四千キ
ロワットといわれておりますが、過小
評価のおそれなきやいなや。この地域
の十四発電所は流れ込み方式が多く、
有効発電力はそれほどふえないとい
う説明ですが、果してその通りであるか
どうか。一部に一万五千キロワットは

十分発電できるといふ意見も伝えられ
ており、私どもは再検討を願ひたいの
であります。この発電力に応じて電気
側の費用負担が決定せられることは言
うまでもありません。また、上水、工
業用水は優先的に確保せられることにな
つておるわけでありまして、異常高
水時における農業用水確保の問題も、
今なお未決定であるやに見えるのであ
ります。農業者より見ました場合、
このことはなお不安な要素として残さ
れているのであります。過去の統計
により五年に一度は異常なる水不足が
訪れているのでありますから、絶対に
ゆるがせにできない事柄であります。

次に、第二の問題は、既存の用水の
水利権との調整の問題であります。私
どもは愛知県側で木津用水、宮田用水、
岐阜県側では羽島用水を視察し、土地
改良区の当事者の意見を聞いたのであ
ります。佐屋川用水を加えて、四用水
といわれ、その受益面積は二万町歩で
あります。木曾川の河床の低下は二
メートル前後といわれ、これらの用水
に対する水の取り入れが年々困難を加
えてきていのであります。地域内
の農民に非常なる不安をもたらし
ているのであります。木津では頭首工が
年々上流に延ばされておる、宮田も扉
門の位置が数回の変更を見ているので
あります。しかしして既得の水利権とし
ては、木津は灌漑面積五千町歩に對し
て二十三トン、宮田は一万三千町歩に
對して同じく二十三トン、羽島は二千
町歩に對して四トン二分の水が保証せ
られておるのであります。以上、困
難を救済しますために、犬山付近の
左右両岸に取入口を新設すべく、三十
年度より実施設計に入るのであります。

す。第一次計画は言うまでもなく、これらの既得権益を擁護する線までの工事を行うこととなり、今渡において毎秒百立方メートルを保証することとなつてゐるのであります。約十七億円の工費を要するといわれておりますが、岐阜県側よりの陳情によりますれば、愛知用水計画はあくまで木曾川総合開発計画の一環として実施すること、水の配分計画を最初に決定せられたいことを要望されてゐるのであります。すなわち端的にいへば、愛知用水計画が、直接関係のある他の地域を犠牲に供することとなるような計画には反対であるといふのであります。農林省側の説明によれば、濃尾四用水に対して慎重なる考慮を払つてゐられるのであります。政府といたしまして、既存用水に対する確然とした保証措置をすみやかに具体化することが必要であります。

この際あわせて問題になりますことは、兼山の取入口の位置する岐阜県可児郡の可児町及び御嵩町であります。が、この二つの町の耕地八百四十九町歩に対して、六十五個の水が権益として与えられておりますが、今日では実際に、可児川から用水を補給しております。しかるところ取水工事の完成後においても、不時に備えて、この水利権は是非とも確保したいとの強い希望があるものであります。この地域としましては、取入口ができ、用水路が通過するのみであつて、何ら実益がないという立場からすれば、この要望はしごく当然と思われまゝで、農林省としても十分顧慮を払うべきであります。次に、第三の問題は、牧尾橋ダムサイトにおける水没補償の問題であります。

す。当初ダム地点としては三子持が予定せられ、一億トンの貯水を計画せられたのであります。水没箇所、岩盤等の関係から牧尾橋にロックファイル・ダムを作ることに変更せられ、貯水量も六千三百万トンに減少せしめられたのであります。しかしてこれにより水没するものは王滝村において、世帯において三一%、田畑において約二五%、山林原野四〇%、三岳村において、世帯において四%、田一〇%、畑四%、山林原野四〇%等でありまして、これらに対して農林省としては、一部は愛知県の三好村、東清村に入植せしめ、また水没補償についても十分考慮したいといふことではあります。が、われわれが木曾川ダムにおいて、長野県当局、地元代表等より受けました陳情によりますれば、愛知用水計画が地元の下解なくして決定せられ、一方的な通知を受けたことに對して強い不満を示され、また水没農家としてはダムの建設については反対の意を表明せざるを得ないが、やむを得ない場合においては補償について十分なる考慮を払うべきことが強調せられたのであります。現地村民としては、固定資産税のほか、失うものも多くして得るものの少いことについては、不安を持たれることは当然でありますので、当局としてはこれまた慎重なる用意をもつて臨むべきであります。

なお木曾川ダムにおいて、長野県農林局長、全長野労働組合支部の責任者等より受けました陳情によりますれば、森林軌道三百キロのうち、十キロ水没の費用が約十五億円を必要とするこ

となり、このつけかえ工事の速急なる完成をはかり、もつて林野作業の中断せられないようにすること、または運搬系統に変更を来たさないようにせられたいとのことではあります。が、これらつけかえ工事が巨額の経費を要するから、この際むしろ自動車運搬に変更すべきではなからうかという意見に対して、労働者側より出された不安を表明せられたものと思われたのであります。が、このような主要問題について、農林省内部におきましてはなお対策が決定せられていないのではないかとこの印象を、一同は受けて大へん不安に思つたのであります。が、早急なる方針の決定が望ましいのであります。

以上簡単にわれわれ調査班が現地において見聞いたしました問題点を申し上げました。が、愛知川水計画に関する技術上、資金上並びに現地対策上の問題の一つ一つについて確固たる反対策が速急に確立されることを望みまして、本報告を終る次第であります。次に報告に対する政府の意見を求めます。

○河野國務大臣 たいだいまの調査の結果の御報告に接しまして、政府におきましては、ただいまの御報告に対して明朝私より一々御疑念のあります点につきまして、これに対する御答弁また対策等について御要望がありまゝ点については、対策等についてお答えを申し上げたいと思ひますので、それまで猶予をいただきます。それら

○川俣委員 この暑熱の中を二日も車にゆられながら貴重な時間をさいて調査されました委員長初め各位に對しま

して深い敬意を表するものであります。私の指摘しておきました上流地帯の河川、溪谷の荒された状態、土砂の流出状態などを調べた状態、土砂のは、時間がながつたためであるかどうかが、特に終戦後急激に発電所を作つておりますが、発電所ダムのダム効率に非常に低下いたしまして、特に濁川にありまして発電所ダムのときは、三年ばかりでダム効率が低下いたしまして、ほとんど貯水ができないうような状態になつておるようであります。が、このことはお聞きにならなかつたかどうか、日程がなくておいでにならなかつたかと思ひますけれども、こういう点について何かお調べになつたかどうか。

○綱島委員長 お答えをいたします。大休木曾川は上流において発電のためダムの増築がなされてゐるため、他の地域と違つて下流においては河床の低下がひどいところは二メートル、河床の低下のないところはほとんど五メートル、今度予定されるであろうと思ふ、新たな旧用水の取り入れ口と予定されておる地域でさえも三ミリくらいは下つておるというのであります。その河床が非常に下つた理由は、実は従来の上流地域のダムなかりせば濁流とともに堆積するべき小石、大石等が流れるだけで、上から流れてこないからという御説明がありましたので、その食い込まれるだけのものがその上部のダムの中に堆積しておること、は理論上当然予測されることである。そこでこれらについては、報告書にその説明を求めましたが、報告書にはそれども、大きさは八〇%、少くとも三〇%

近くの堆積が行われておる。しかしながらダムの効率は今のところあまり減つていないだけのことになつておるという説明でございました。以上御報告申し上げま

それでは本法案に対する質疑を進めます。質疑の通告があるからこれを許します。木村委員。

○木村(文)委員 私は愛知用水公団法につきまして二、三お尋ね申し上げたいことがありますので、農林大臣のおられる間にお答えを願ひたいと思ひます。

この計画は、今日まで農林委員会に出されました愛知用水事業計画概要、愛知用水事業資金計画、これらの資料によりまして更に細密な計画を進められておりますとともに、また資金面においては外貨の導入がほとんど確定であることとまで考えられますので、食糧の増産の上から考えれば適切な事業であるとは考えなければならぬ。ただこのため政府として考えなければならぬことは、その事業を行うに最も堅実な、そしてまた何らの支障なく、しかも住民の皆さんがともに益する、全部が益するといふところにその基本がなければならぬと思ひます。しかるにこれを行うに當つて、果して私の今申しましたことがほんとうに達せられるかどうか。実は今視察に行かれました方々の代表としての委員長長の御報告によりまして、少からず疑問の点があるやに伺つたのであります。時間も制約されておりますので、私は以下個条をあげまして、そのおもなる点についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

まず第一といたしまして、この工事

を進むるに当りまして水没する民家、部落はどれくらいあるか、このことにつきましてお尋ねいたしますと、地に、地元で反対の音が起きますと、私は何と云うても人権を尊重する建前から、住居権を最も尊重しなければならぬと思ひます。その住居を取られるのでありますから、それに対する対策が、もしありとするならば十分でございまして、大臣の御答弁を願ひたいと思ひます。

○河野国務大臣 御指摘になりましたように、この工事の犠牲となつて、先祖伝来の住居の地と定めておりましたところを他に転出していただかなければならぬ方々が、現在のとこでは百二十五戸、それから主要なる耕地を失ひまする人が五十二戸でございまして、これらの方々に非常な御迷惑をかけることに相なると想定いたしております。これにつきましては先ほどの委員長の御報告にもあつたのでございまして、締め切りの場所が移動いたしました等のために最終的な決定がなされておりましたので、その間最後の交渉をするに至つておりませんでしたが、政府といたしましては、実はその間延期なく地元と連絡をとりまして、あらかじめのお願いは申し上げておつたのでございまして、しかしいづれにいたしましても、将来政府といたしましては、これが近接地に御承知の通り佐久間ダム等のすでに実施せられたところもございまして、これらの同様の被害を受けられた方々の実情も十分調査いたしましたして、御納得のいくようにこれが補償をして参らなければならぬと思ひます。

るまいと考へておる次第でございまして、

○木村(文)委員 大臣のお話によりまして、納得のいくような補償の道を講じたいという御答弁でありまして、地元で反対の音が起きますと、それを承知したいと思ひます。

○河野国務大臣 地元の当局の方とは相当に連絡をとつておられますし、また地元の方々の御話も承つておられますので、絶対に反対ということはないと了承いたしております。ただその補償もしくは移転先等については、最善の努力を政府において払い、最も親切にこれについて考へるということをもつてお話しすれば、御了解が得られるものと信じておるわけでございまして、

○木村(文)委員 地元の役所関係との了解はある程度ついておるといふような御話でございしますが、反対があるということも大体お認めのようではございまして、もし反対がありとすれば、その反対の方々の納得せられて、円満な解決をすることができるといふようにお考へでありますか。

○河野国務大臣 ただいま申し上げましたように、政府におきましては、最も細心の注意を払ひまして、親切に事に當つて努力をいたしますれば、円満に妥結するものと思ひます。

○木村(文)委員 もしかりに円満妥結の方途がつかないと思へば、大臣はどのような措置をとらうと思ひますか。

○河野国務大臣 現在までそれぞれの方面から承つておるところによりましては、

しては、今私が申し上げましたような精神においてお話し合ひをいたしますれば、妥結をしないという事はないという見通しに立つておるわけでございまして、

○木村(文)委員 先ほどの委員長の御報告によりまして、私案にされることは、この工事を進めるに當つて地元で反対の音が起きますと、それと、しかもその反対が、政府の打つたところの手が非常に一方的な打ち方であつて、むしろ地元が憤激しておる、たとへば通達みたいな通知を一本出して、それでこの工事を進めようというふうな意図であつた。こういうことが先ほどの委員長の報告の中にもあつたやうであります。私もさう聞いておるものであります。もしかりにそれが事実とすれば、これは私は非常に考へなければならぬ点ではなからうかと思ひます。先ほど大臣のお話にありましたように、先祖伝来の田畑から離れなければならぬ。果してこれから突るかどうかかわからないところにその開拓地を求めなければならぬ、そういうことを考へますと、私は、納得のいく政治を標榜しておる現在のわれわれの立場からするならば、これは相当考へなければならぬ措置であつたのではないかと考へます。その点について了解を求むるところの自信が、おありであるかどうかという事を……

○河野国務大臣 今までの手続におきまして多少欠けるところがあつたやうでございまして、しかしこれはただいま私が申し上げましたように、あらゆる熱意と努力をもちまして地元の方々の御了解を得て、しかもその取扱いに

つきましては、先ほど来私が申し上げましたような精神に立つてお話し願ひますれば、御了解が願へるものと思ひます。たしかしこれも、一方的に了解ができてきつてしまふというところも少し言ひ過ぎかも知れませんが、あくまでも誠心誠意御了解を願ひようとして努力して参りたいと思ひます。

○木村(文)委員 それはその努力を切望することといたします。

次に今度のダムの建設に當つて非常に考へさせられる点の一つは、愛知県に側から見ますと、これは非常に地元民としてはありがたいことであります。が、長野県側の面から見ますと、これはまた実に大きな犠牲だけの面があまりにも多いのではなからうかという、非常に相反する対照的な面がございまして、いろいろの参考の資料によつて得たところのことが事実とすれば、これはこの工事を行なつて、果して真に食糧増産、国民を益する道になるのか。あまりにも大きな犠牲と、一方的な利益をはかることになりはしないか。食糧増産の対策の面からすれば、これはあるいは是なる施策であるかも知れませんが、そこには欠けるところがないかということをお尋ね申し上げたい。

○河野国務大臣 御承知の通り、本計画は、木曾川流域の総合的な開発計画に基くものでございまして、その影響が、今御話の通りに、下流の愛知県に帯におきましては、これを非常に有利に展開できますけれども、水源たる長野県におきましては、お話のやうな点があると思ひますので、これらにつ

きまして、十分考慮を払つて参りたいと思ひます。

○木村(文)委員 それでは、次に念を押しておきたいのであります。補償の面におきまして必ずしも御答弁でございまして、その具体的な道が今講ぜられておりますか。

○河野国務大臣 長野県並びに地元関係町村とは、数回これが補償対策について打ち合せをいたしました。まだ最終的な具体的な数字については、結論を得ておりませんが、今後も引き続き、なるべく早く結論を出すやうに努力いたしますと思ひます。

○木村(文)委員 長野県の地元側と数回にわたつて打ち合せたと云ひますが、私の手元に届いておりました抗議書、長野県西筑摩郡の全町村長から多分農林当局にも出ておると思ひますが、これの内容を調べてみますと、私はあまりにも一方的な措置をとつたのではないかと。地元の方々に對する大臣の答弁のやうな、納得のいく折衝を何らしていないかのように考へさせられるのであります。その点はどうか、どうなつてゐるか承りたい。

○河野国務大臣 御承知の通り、この計画にいたしまして、今回法案が通過いたしましたして、いよいよ実施するといふことになりまして、初めて最終的な結論に入るののでございまして、事前には政府として、こういうことをやるあつたと思ひます。また行き過ぎにないか、地元の方々に對していろいろ御要望のありますことも承つておりますが、これに對して、まだ話をするのは

早いじやなからうかというようなものもありますので、最終的には、今申し上げましたように、各方面の御了解と御納得のいくような処置はとるつもりでおるわけでございますから、今地元の郡の町村長諸君から、いろいろ勝手にやるのはけしからぬとかけしかるといふようなことありますことも、あるようでございますけれども、いよいよ実施をする際には、勝手にやるとか何とかいふようなことは全然考えておりません。

○木村(文)委員 この法案が通過しない場合は、その細目の問題については、まだ計画を立てるわけにはいかぬというふうなお話でございますが、私はそれには少し異論を持つのであります。というのは、これだけの事業計画の概要を立てて、役所の機構からいって、私も役人をして経験がございまして、役所には、必ずわれわれ委員会からの要求に対して出さうという資料を作るための根本的な細目的な資料を持ってないで、この計画はないはずであります。のみならず、もしそれがそうだとするならば、かりにないとして、まことにわれわれ委員をずさんな計画によつて、ただこれを並べて、これだけ見せて納得させようという意図に考えられても仕方ないのではないかと思ひますが、私はおそろくそうではなからうと思ふ。この計画を立てるまでには、現われない細目の計画、補償の道もあるいは事業遂行のための細案を持つていなければならぬはずであります。その点について、もしできていぬならば、私は、時間の関係もありますのでその説明を今要求するわけではございません。ただこの工事の遂行の

ほとんど円満に、円滑にりつぱになし遂げるためにも必要でありますとともに、地元民を大臣が必ず誠意を持って納得させますとするならば、補償の道の面が一番大事になると思ひます。この工事を早く行ふためには、どうしてもそれが一番肝心なことになると思ふ。でありますから、それがあれば、自信があると思へば、私は決してそれ以上迫及しようとは思ひません。

○河野国務大臣 私が先ほど来お答えを申し上げましたのは、第一は、直接に影響を受ける諸君に対しては、これはあくまでも理解と納得のいく解決をいたさなければならぬ、こういうことを申し上げたのでございませう。ところが、間接に影響があるといふことの御要望に對しましては、これはその要望を全部そのまま受け入れることができないかといふことは、十分調査もいたさなければならぬと私は思ふのであります。従ひまして、地元の間接に影響のあるところのいろいろの御要望につきましては、今それを取りまとめまして、ひとりこの問題を解決するだけではないのでございまして、各地々々にいろいろ例もございまして、これらの先例、これらの関連いたしまする例等も十分参考にいたさなければならぬと思ふのでございまして、この地区に對して特別に厚くするわけにも参りませんし、さればといつて特別に薄くする必要もない、そこは適當に、前例もしくは類例等を調査いたしましたして、それと同様な意味においてやつていきたい。くどいようでございますが、直接の影響を受けられる方々につきましては、あ

くまでも親切に丁寧な御了解を得ることといたすことはもちろんでございます。しかし間接の影響に對する御要望に對しましては、一々これをきこつとも承わるわけには参らぬ場合もたくさんございまして、それが将来、木事業と同様な事業もしくは国営事業等を各地において行なつておられます場合の関連した前例になるのでございまして、最も慎重に取り扱わなければならぬと考えますので、これらの関係した影響についての御要望を十分各方面から承りまして、これについて関連して調査をいたしました上で、決定して参るといふことにいたすつもりでございます。

○木村(文)委員 それではあと二点だけお尋ねいたしますが、大府政府の本心はわかりました。了承いたしました。が、最後に私は、この個人的な補償の問題は、今の御答弁によりまして、今後の善処方を要することといたしまして、承りますと、この犠牲になるところの部落が七部落と聞いております。そしてまた、従つてこの郡の大半のものが犠牲を受けて自治体の破壊にまで及ぶのではないかと、いふようなこと、法制的な面において非常に破壊されるのではないかと、いふようなこととまで論ぜられておるようであります。が、それに対処する政府としての方策を承りたいのであります。

○河野国務大臣 先ほどからお答え申し上げております通りに、立ちのきをお願いする方が大府の予定で百七十七戸になりますか、これは二カ村に影響があるようでございますが、その一カ村は残存されるのが六二%、この村は今お話の通りに四十何パーセントの方

が立ちのかれるのでございまして、その村の将来の運営に相當に支障があるといふことは私もその通りと思ひます。他の一カ村は影響いたすのが四%でございまして、四%の方が立ちのきになつて、あとの九六%の方が残存せられる場合に、これが村の経営上非常に影響がある、ないことはないでございまして、けれども、影響がある、それから他の郡全体の構成に影響があるといふようなことは、御要望は御要望として承りますけれども、これは先ほど申し上げました通りに、他の前例にもなりまして、他のこれと同種類の工事の関連にもなることであるから、慎重に取り扱いたいと思ひます。

○木村(文)委員 大体了承いたしました。が、最後に私の老妻心と申しますか、つけ加えて希望をしておきたいのであります。

要は補償の問題がこの工事の円満な――最も益する工事になるかならないかといふところが、早くできるかできないかといふことの分岐点であるから私は申し上げるのであります。それにかかると思ひますから、大臣はこの点については特に下僚の方々を奨励せられまして、紛議、紛争等のもつれが起らないように、円満にこの工事を遂行して、この法案のよつて来たる方針にある通りの工事が進められて参りますように、特に配慮を希望しておきたいと思ひます。

○河野国務大臣 御注意の点、下僚にきつく命令いたしましたして、落度のないように進めるつもりでございます。

○伊瀬委員 下に伊瀬幸太郎君。この機会に大臣に簡単に

御質問申し上げましてお答えを願ひたいと思ふのでございませう。

○河野国務大臣 その点につきましては十分調査を進めまして、豊水期に貯藏いたしました水を放流いたすのでございまして、濁水期もしくは平水期はそのまま放出して参るといふ方式をとつておりますから、これらにつきましては、技術者の粋を集めて十分に検討いたしました結果に基いて事業を遂行して参るといふことにいたして参りますので、この点はまた将来とも遺憾なきを期してやるつもりでございます。

○伊瀬委員 この計画によりまして、木竹川の上流に牧尾橋の貯水池を建設されるのでございまして、その上流におけるところの三浦貯水池の水が濁水時におきましては下流に放出されるようなことがないか、この点に關しましてわれわれ聞くと、この点に關しまして、牧尾橋のダムは五年に一回くらいは非常な濁水に遭遇する、これはもう技術的、科学的に証明されている。そうすると、五年に一回旱魃が起きてきたときに、下流におけるところの水田に對して水がなくなるという場合には、こ

の三浦貯水池の水を放水せよということになるおそれがあるのではないか、従ってそういうことになるならば、下流の農民が水稲が枯死してしまうというところでこれまた不安でございします。ところが農林省では、五年に一回くらいは八月には水のなくなるときがあっても大した影響はないんだというようなお話をしているようにございします。私どもが考えまして、八月は水稲に水がなくてはならないものではないのでございします。これに対して八月に水稲の水は要らないんだというようなことを考えられてこの計画を立ててになっているようにございします。これは下流の農民も安心して水稲を作るわけには参りません。こういう点に対して安心のできるような御答弁を大臣からいただきたいのであります。

○河野国務大臣 技術的なことですから、農地局長より答弁いたさせます。

○渡部(伍)政府委員 お話のように、最近十年間の実績をとりますと、二十二年、二十三年に非常な渇水がありました。われわれの手元にある四十年間の記録によりますと、十年に一回は相当な渇水が来ております。それらを勘案しまして、この貯水計画を立てているのであります。その渇水の場合でも、いわゆる春先は水がたぐさんあります。して、八月の終りになりまして、今の十年間の統計で見ますと、水が不足するということになっているのであります。従いまして最も重要な田植の時期と大水の場合にはその支障はないのじゃないか。八月の末でも水が不足であります。これは順番制等をやれば乗り切れる。そうかといって十年に一回なり二回のそれも満足するような対策を立てたのでは非常に不経済的になる。従ってそういうように二日に一べんの順番制等をやればこれは乗り切れるという確信のもとに計画を立てたのであります。

○伊瀬委員 今の答弁では私は満足することができませんが、大臣が出られるようでありますから、私は質問を保留して次の機会にいたすことにいたします。

○川俣委員 この際動議を提出いたします。本委員会終了後、林業の小委員会を開き、それを懇談会として開催し、北海道の風倒木に関する処理に関する法案の準備をいたしましたから、その協議をいたしたいと思っております。さようお取り計らい相なるよう動議を提出いたします。

○網島委員長 ただいま川俣委員から動議が提出されております。それは本委員会が休んでおりましたこの三日間において、林業に関する小委員会の懇談会を開かれたのであります。そこでその林業に関する小委員会の結論について本委員会でも今この時間に懇談会に移していただけないかという動議でございしますが、いかが取り計らいましょうか。

ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○網島委員長 速記を始めて。ただいまの川俣委員の提出された動議でございしますが、北海道の風倒木の件について懇談会を開くということに御賛成がございすれば、これから懇談会に移したいと思いますが、いかがでございましょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○網島委員長 御異議がなければさうにいたします。

〔午後四時七分懇談会に入る〕

〔午後五時三十分懇談会を終る〕

〔懇談会を終って散会〕

第三十七号中正誤

頁 段 行 誤 正

二四 五 市町村が 市町村が、

第四十一号中正誤

頁 段 行 誤 正

一頁五段一六行の次に次のように加えるべきの誤

第百四十六条第三項中「第百五条第七項」を「第百五条第九項」に改める。

昭和三十年七月三十日印刷

昭和三十年八月一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局